

平成20年 第1回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成20年3月3日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成20年3月3日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(23名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	14番 江藤 明彦君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君
26番 三重野精二君	

欠席議員(2名)

13番 佐藤 正君	15番 佐藤 人巳君
-----------	------------

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君	書記 衛藤 哲雄君
-----------	-----------

書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	防災危機管理室長	佐藤 和明君
総合政策課長	二宮 正男君	行財政改革室長	相馬 尊重君
財政課長	米野 啓治君	会計管理者	大久保富隆君
産業建設部長	篠田 安則君	農政課長	野上 安一君
都市景観室長	若林 純一君	健康福祉事務所長	今井 干城君
福祉対策課長	立川 照夫君	環境商工観光部長	佐藤 純史君
商工観光課長	吉野 宗男君	挟間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	大久保眞一君	湯布院振興局長	佐藤 純一君
教育次長	後藤 哲三君	学校教育課長	高田 英二君
消防長	二宮 幸人君	教育委員長	二宮 勝利君

午前10時00分開議

議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長を初め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は、23人です。佐藤人巳議員が所用のため欠席届が出ております。なお、佐藤正議員から風邪のため欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長並びに二宮教育委員長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

議長（三重野精二君） これより、日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め、1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、2番、高橋義孝君の質問を許します。高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、市民の代表の１人として、通告に従い一般質問をさせていただきます。

しばらくの間、おつき合いいただいて、後ほど御意見、御批判をいただければ大変ありがたいというふうに思ってます。どうぞ、よろしく願いいたします。

質問に先立ち、今は亡き立川剛志議員の御冥福をお祈り申し上げます。立川剛志議員は、病魔との戦いを続けながら、新制由布市の礎を築くべき、その議席の重責を思い日々まちの将来を考えておられました。その議員の姿が、この議場に見えないこと、また市民が最も関心を寄せてる食と農業の専門の立川議員がおられないことは残念でなりません。きょうは立川議員を偲びつつ、これから質問をさせていただきます。

さて、ことしはいよいよ国体の開催の年となりました。由布市においても、５つの競技が開催されます。由布市にとって、合併後最大のプロジェクトであり、国体を機に市民一体感の醸成を図るとともに、内外にその名を知らしめるには絶好の機会でもあります。国体で思い出されますのは、昭和４１年、大分国体の際、天皇陛下が来県され、湯布院町に立ち寄った折、倉木山を見て、「あの山の名前は」との問いに、当時の初代湯布院町長、後の参議院議員、岩男頼一先生が「はい、あの山は普通の山でございます」と答えてしまい、皇室の間では、その後、「普通の山の町長さん」と親しみを込めて呼ばれていたそうであります。岩男先生の人となりがかいま見え、非常にダイナミックなお答えであったことが示されるエピソードでもあります。このことがきっかけで湯布院がメジャーデビューしたのでは、と言っても過言ではないと私は思っております。

市長、由布市の山の名前は全部御存知でしょうか。通告にありませんが、国体への意気込みを一言でお聞きしたいというふうに思います。

それでは、本題に入ります。産業教育についてお伺いをいたします。

初めに、由布市の景気はどうなるのか、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。我が国を取り巻く経済は不安を抱えています。アメリカのサブプライムローンといわれる個人向け住宅融資の焦げ付きや、原油価格の高騰による軽油やガソリンなどの小売価格の上昇などです。さらには、中国製ギョーザ中毒事件による食品に対する安全意識から来る風評被害の悪影響などです。

国内の状況を見ると、建築基準法の改正により建築確認が厳しくなり、住宅投資の落ち込みを招くのではないかと心配をされております。また、豊和銀行が２月１２日に発表した県内企業取引先２２７社の２００７年１０月から１２月の景気意識調査による景況感は４期連続の悪化となり、原油高による経費増加の影響から足踏み状態が続いていると分析をされています。

さらにＢＳＩ 景気動向予測指数においても、１０月から１２月の指数は同年７月から９月に比べ７．２ポイント悪化しマイナス１６．７となり、すべての業種でゼロかマイナスで、ことし

の1月から3月はマイナス17.8まで悪化し、建設や卸し、小売、サービス業でマイナス幅が広がるとの見通しを出しています。やはり、景気の実感は低迷しているようです。

そこで、これらのさまざまな状況を踏まえお尋ねいたします。

1点目として、由布市の経済状況をどのように認識されているのか、市長にお伺いをしたいというふうに思います。あわせて、由布市経済の今後をどのように予測されているのかお聞かせください。

次に、景気の回復が続いていると言われますが、あくまでもマクロ的に見たものであり、ミクロで見るとかなり厳しい状況であると思います。特に、私たち地方の経済では、これまで長きにわたって公共事業や農林水産業、そして零細小売業が産業の中心でありましたが、いまや公共事業が削減され、農林水産業や零細小売業は競争にさらされ、大規模小売店の進出など、いずれの産業も深刻な影響を受け疲弊しています。かつては、都市や大企業がよくなれば、地方、中小企業は時間差で回復すると言われましたが、この経済法則は崩れたのではないのでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。2点目として、中央と地方、また由布市内における地域間格差など経済格差の問題についてどのような御認識をお持ちであるか、市長にお伺いをしたいというふうに思います。

続きまして、商店街の活性化についてお尋ねをいたします。まちづくり三法の改正に見られるように、地域の身近な商店街が果たす役割の重要性が叫ばれています。由布市の総合計画においても、商店や商店街の存在は市民生活の利便性や経済性、コミュニケーションの場として欠かすことのできないものであるとし、とりわけ、高齢化社会の時代にあって、近くの商店や商店街が果たす役割は大きなものであると、その存在意義をとらえています。商店街の活性化は、地域経済の発展に留まらず、何より地域社会の助け合い、支え合いの仕組みをつくり、地域社会の連帯感やきずなを取り戻す、そのことを基本理念にとらえるべきであると私は考えています。

総合計画の副題として掲げている「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまちづくり」には、欠かせないものでないでしょうか。これから、商店街の全体像、由布市商業ビジョンを早急に取りまとめていただきたいと願います。

私は、商店街に活力を取り戻してもらいたいと願っておりますが、そのためには、まずは商店街や商店自身がやる気を起こし、消費者の心をとらえた努力や工夫を積み重ねていく必要があると考えております。何といたしても商店街が一致団結し、一丸となって賑わいづくりへの取り組みを行っていくことが重要であります。行政は、そうした事業者のやる気をとらえ、個々の商店街の特徴に応じたきめの細かい支援を行っていくことが必要であります。そのためには、それぞれの商店街の実情をよく見る。生の声を聞く。このような地道な取り組みが重要であり、支援の鍵であると考えています。

そこで、お尋ねをいたします。1点目として、行政として商店街と認識されている地域がどのくらい存在するのかお伺いいたします。また、商店街の実情を把握するための調査などを行った経緯があるのか、あわせてお伺いをいたします。

2点目として、現場主義を徹底し、それぞれの地域の特性を生かした施策の展開が重要であると考えますが、どのようにお考えであるかお伺いいたします。

3点目として、豊後高田市にある昭和の町に見られるように、中心市街地の活性化に関する法律の適用を受け、積極的に市街地を活性化し、まちづくりを推進していこうと取り組みがなされているところもあります。由布市としては、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

いずれにいたしましても、地域においては高齢化や購買力の低下の影響により、地域商店街は疲弊し衰退の危機的状況にあります。地域住民が今後とも安心して暮らせるためにはこうした地域の核とも言うべき地域の商店、商店街が地域と密着し、しっかりとその地において踏みとどまっていくことが重要であると考えますが、市としてはどのような対策をお考えであるか、総合的に伺いをしたいと思います。

続きまして、安心のまちづくりについてお尋ねいたします。消防団体制の確立と充実についてであります。消防団は、本業を持ちながら、自治消防の精神に基づき地域の安全と安心を守るために組織され、市の消防機関の1つとして設置をされています。消防団員は消防防災に関する知識や技術を修得し、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防御活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために日々活躍をしています。また、平常時においても、訓練のほか、特別警戒、広報活動などに従事し、地域における消防力、防災力の向上において重要な役割を担っています。

このように、消防団は地域における消防、防災の中核的存在として今後もその活躍が大いに期待されているところであります。

私は、今から18年前に消防団に入団し、今でも現役の火消し班長として活動させていただいております。これまで、消防団活動を通して多くの人たちに接することにより、物事に対して強く心を引きつけられました。いわゆる魅力を多く感じたということでもあります。そのさまざまな経験を通して多くのことを学ばせていただき、そのおかげで今の私があると思っております。

消防団は、なりわいを持ちながら、みずからの地域はみずからが守るという郷土愛護の精神に基づき、昼夜をわかたず各種災害に立ち向かい、地域の安全・安心確保に大きく貢献するため、警戒や火災予防広報運動の実施を行うとともに、市民の皆さんが多く目にする地域行事に協力するなど、多岐にわたって活動を実施しております。

また、青年会など地域組織がほとんどなくなっている中で、消防団の活動はコミュニティーの安全・安心及びその維持進行にも大きな役割を果たしているものであります。

しかし、そのような中で、消防団員は過疎化、少子高齢化社会の到来や、産業、就業構造の変化に伴い全国的に減少傾向にあり、過去最高のときは全国で約200万人いた団員が今では90万人を割ろうとしているのが現状であります。

このような社会情勢の中、由布市においては今のところ定員は確保しておりますが、地域によっては団員の世代交代が進まず、新入団員の確保に苦慮している地区も多くあると聞き及んでおります。これまで、消防団は地域として必要性が高く、地域から認められた若者の集まりの場としてその地域組織の一翼を担っていた面があり、その苦労や責務が理解され地域から一目を置かれておりました。

しかし、時代の変遷とともに、その存在意義が薄れつつあるのも確かです。このような現状を踏まえ、由布市においてはその重要性を再認識し、魅力ある消防団活動を推進役としての積極的な支援をお願いする次第であります。

そこで、お伺いをいたしますが、1点目として、団員の力量や意欲の向上を図るためにどのような方策をお考えであるかお伺いをいたします。

2点目として、消防団員の減少やいわゆるサラリーマン団員の増加に伴い、地域における消防力の低下が危惧されています。消防団が活動しやすい環境整備を促進するためにはまずは地域の理解が必要であると思いますが、地域理解促進のためにどのような施策をお考えであるかお尋ねいたします。

3点目として、消防団員の確保、加入促進についての支援をどのようにお考えであるかお伺いをいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。初めに、平成20年度教育方針についてお尋ねいたします。教育に関するさまざまな法整備がなされ、教育改革は実行の段階を迎えています。新年度の由布市教育をどのように導いていかれるのか、多くの市民から関心が寄せられております。平成19年度の評価も含め、平成20年度の由布市教育方針について教育長のお考えをお聞かせください。

次に、学力向上についてお尋ねいたします。文部科学省は、平成19年度4月24日に全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、学力、学習状況調査を実施いたしました。そして、その調査結果を同年、10月24日に発表したところであります。

大分県内公立学校の小学校6年生は、知識を問う国語、算数、応用を問う国語、算数とともに正答率が全国平均を下回り、応用を問う国語では全国平均62.0ポイントに比べ59.0ポイントと3ポイント下回り、同じく応用力を見る算数に置いても2.9ポイント下回っておりました。中学3年生については、知識を問う国語が全国平均と同率、知識力を見る数学では全国平均率を0.9ポイント上回っていましたが、応用力を見る国語、数学とも全国平均値を下回っておりま

す。

全国学力調査とともに行われました学習状況調査では、家庭教師に教わったり、学習塾に通っている県内公立学校の小学校6年生は37.9%、中学3年生は49.4%にのぼることがわかりましたが、いずれも全国平均を下回っております。

また、小学校6年生では、家で学校の予習をしている、どちらかといえばしている児童は29.5%で全国平均よりも3.4%低く、復習は38.6%で全国平均より1.5%低かった。中学3年生は、復習が48.5%と全国より9.3%高かったが、予習が24.7%で約5%低いという結果になっています。

さらに、朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている中学3年生は全国平均より高かったが、小学6年生は全国平均よりわずかに低かったという結果になっております。

そこでお伺いをいたしますが、1点目として由布市の調査結果がどのような状況であったのでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目として、調査結果の活用についてどのようにお考えであるかお聞かせをください。

3点目として、調査結果の公表についてどのようにお考えであるか伺います。

以上で、通告による質問は終わりますが、最後に一言申し上げます。さきに紹介しました参議院議員岩男穎一先生が昭和51年8月9日にお亡くなりになられて、ことしで32年の月日がたち、ことしは33回忌であります。その先生が昭和30年に由布院町が湯平村と合併したとき、湯布院町報において3つの区分というタイトルの論説を發表されました。その論説に次の言葉があります。

私どもの住んでいる町は産業と温泉と自然の山野に囲まれた仙郷の町です。そして、今日までこの3つの区分が相互に妥協することなく進んできました。産業は産業なりの、温泉は温泉、自然の風光は自然のまま、共存共栄の望みが立たれていたわけであり、これを3つの区分のまま捨て置くことは、そのまま住民の経済、文化、ことに産業の発展に不幸な結果を招来することになります。そこで、産業と観光の一元化を図るとともに、特殊物産の奨励と生産利用を図って枯渇した町財源を潤し、自他ともに喜び合える形態へと発展すべき手を打たねばなりません。

ま、こういうふう述べて、はっきりとした町政を打ち立てておられます。そして、

この3つの区分は決して悲観すべきものではなく、一つ一つの区分が開発されるとともに、その3つの区分が1つに統合されてその機能をダイナミックに発揮できるよう努力することが大事である。

というふう結ばれています。私は、この論説を読むたびに、今の由布市と重ね合わせずにはいられないのであります。市長、難局に当たる今こそ、断固たる信念のもと、由布市と市民のため

に先頭に立っていただきたいと願っています。私も、1議員として全力を挙げて頑張りますことを申し上げ、1回目の質問を終わります。

再質問は、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目、質問者2番、高橋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、産業振興についての質問、その中の景気対策についてでございます。1点目の由布市の経済状況をどのように認識されているのかということでございます。まず、国では、最近の国内外の経済状況に基づきまして、2月の経済報告では景気の基調判断を「このところ回復が緩やかになっている」と下方修正をしております。また、日銀大分支店の1月末の県内金融経済報告では、「大分県の景気は、原材料価格高騰の影響等から企業マインドは慎重化しているが、製造業の生産、設備投資が増勢にあるほか、雇用環境が改善しているなど、全体としては緩やかに持ち直している」としております。

また、大分労働局の1月末の大分地区管内の有効求人倍率は1.15と高水準を保っております。由布市におきましては、挟間地域は合併後の2年4カ月で210人も人口が増加しております。事業所数、総生産額、所得総額の統計数値でも確実に伸びておりまして、一部地域を除いて活気がある地域と思っております。

庄内地域では、国道210号線沿いに店舗等が出店するようになってきております。また、湯布院地域は観光動態調査によりますと観光客数では前年比で4.2%の伸び、観光消費額では前年対比で3.2%の伸びになっておりまして、依然として高い伸びで好調を維持して経済効果は多大なものがあると考えております。こういうことを考えますと、由布市の全体的な経済状況を十分に判断するような資料はございませんけれども、建設業や農林業等の一部には厳しい状況下にはありますが、由布市の経済状況はおおむね横ばいで推移していると私は認識をしております。

次に、由布市経済の今後の予測でございますけれども、大変これは難しい質問でございます。議員御指摘のように、国内の状況では原油価格の高騰、食品価格の上昇、建築基準法の改正等によりまして、国全体の景気の不安要素もございますけれども、由布市の経済につきましては各分野で伸びてほしいという私なりの期待を持っているところでございます。

次に、2点目の中央と地方、由布市内における地域間格差など経済格差の問題について、どのような認識を持っているのかとの質問でございますけれども、確かに中央と地方の経済格差は個人所得、法人所得、そして自治体の財政力ともに格差が生じている現状でございます。特に、三位一体改革の一環で、国から地方に税源を移すかわりに補助金を減らした結果、税源の豊かな都市部の自治体と、それ以外の自治体では大きな格差が生まれております。この地域間格差を少し

でも解消する方策として、国は本年4月から「ふるさと寄附制度」を創設するほか、地方再生対策費として4,000億円、そのうちの市町村分は2,500億円を地方交付税として配付することにしております。

しかし、地方再生対策費につきましてはあくまでも臨時的な特別対策でありまして、抜本的な地方対策とは言い難いと考えております。国と地方の格差是正を進めるためには、国の産業振興対策や地方財政対策などとともに、地方みずから改革や企業努力などによって活力を見い出していくことが必要でもあると考えております。

次に、由布市内の地域間格差でございますが、一番比較しやすい商店街の現状から申し上げますと、挟間地域では大型店の進出によりまして向ノ原商店街を初めとします既存の店舗は大変厳しい状況であると思っております。庄内地域では、国道210号線沿線で新たな店舗の出店などが見られる一方、旧商店街では昔のような賑わいはなくなっているのが現状であります。

また、一見華やかに見えます湯布院地域におきましても、湯の坪街道を除きます商店街では、観光客の消費も伸び悩んでいるのではと推察をしているところであります。

一番懸念されますことは、消費者の嗜好がかわってきていることにあると思えます。従来、買い物は目的商品を手に入れることのみでございまして、近隣の商店街でこと足りていたものが、現在では若者を中心に楽しむショッピングにかわってきたことでもあります。市民の方々も、半日あるいは丸1日かけて、大分市や別府市へ買い物に出かける機会もたびたびあるものと推察しております。市民みずからが地域間格差を助長する皮肉な結果になってるとも思われます。

このことを回避するためには、資金的な問題もさることながら、いかに消費者を引きつける魅力ある商店街をつくり、行っていくかということについて議論を尽くす必要があると考えております。

次に、商店街の活性化についてでございますが、議員御指摘のとおり、社会環境は高齢化や少子化に加え、郊外型商業施設への購買力の流出で厳しい経営を余儀なくされておきまして、由布市におきましても例外ではなく、既存商店街の疲弊が深刻化しつつあります。高齢化社会を迎えようとしている今日、既存商店街はコミュニティーの場としての重要な役割を担っており、御用聞きのような仕組みの復活も重要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、商店や商店街の活力の衰退は由布市の活力の衰退にもつながることから、地域にあるものは地域で購入するという「地買地消」への意識を醸成していくことが大切であると考えています。

それではまず、商店街として認識している地域についてでございますが、挟間町地域には向原商店街、ケヤキ通り商店街、庄内地域には小野屋商店街、天神山商店街、庄内駅前商店街、そして湯布院地域には花の木通り商店街、駅前通り商店街、中央通り商店街と、由布市内には合計

8カ所の商店街があると思っております。

また、商店街の実情を把握するための調査を行ったことはあるのかという質問でございますが、特に挾間、庄内地域の商店街におきましては、社会状況の変化などから、従前から営業を行っていた商店街が寂れ、医大バイパスや国道210号線沿いに商業集積が移行されている状況が伺えます。湯布院地域におきましても、市外からの資本の流入が続く中で地域商店や商店街が元気がない状況にありますが、この地域には300億円とも言われる観光関連収入がございまして、経済交流を図ることが活力推進につながるものと考えております。

次に、地域の特性を生かした施策が重要であると考えているが、どのように考えているのかということでございますが、商業集積も含め、現場の状況を把握することは私も重要であると考えております。今後は、商工会の意見も踏まえながら、由布市の商店街の方向性をまとめるために由布市商業振興計画の策定を考えているところでございます。

次に、中心市街地活性化法の適用を受け、積極的に市街地の活性化に取り組む考えはとの質問でございますが、中心市街地活性化法は平成10年7月に市街地の整備改善と商業等の一体的な推進を図る目的で法律が施行されたところでございますけれども、病院や学校、市役所などの公的な機関が拡散し、大規模集客施設におきましても規制緩和により郊外に立地するなど、中心市街地における人口の減少や空き店舗の増加を招いております。

中心市街地の空洞化が深刻化したことにより、まちづくり三法、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法などが平成18年8月に抜本改正されて、中心市街地の空洞化を回避するための施策を総合的かつ効果的に推進するため、国は中心市街地活性化本部を設置し、都市機能の増進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を選択と集中により重点的に支援することとございますが、由布市におきましては中心市街地活性化法の適用を受ける事業を実施する場合、基本的には1行政区の中で1地区の指定であることと条件や、仮に1地区を指定した場合には他の地域への大規模集客施設の出店規制がかかるなどさまざまな問題も発生してくることから、中心市街地を1地域に特定することは困難であると考えております。

地区指定は、それぞれの地域の住民のコンセンサスが必要でございまして、今日まで培ってきた3地域のコンセプトと相反する部分が発生することから、県等の一般施策での事業実施が適切であると私は考えております。いずれにいたしましても、財政状況が厳しい中でございますが、それぞれの地域が一体となり商店街の活性化に取り組むのであれば支援をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の安心のまちづくりについてでお答えをいたします。まず、消防団体制の確立と充実についてでございますが、消防団は御指摘のように本業を持ちながら地域の安全・安心を守るために設置した消防機関の1つであります。火災や災害や人命の救助、火災予防の啓発活動に

従事して、地域における消防防災の重要な役割を担っております。

御質問の団員の力量や意欲の向上を図るための方策につきましては、御存知のように、由布市消防団は昨年4月に3町消防団が統合し1市1団として新たなスタートをいたしましたところであります。新団長のもとで、新入団員訓練、防火デー、夏期訓練、防災訓練などを通して技術の修得訓練を実施しているところであります。今後とも、より実践的な技術の修得を図る訓練も取り入れてまいりたいと思います。なお、平成19年度は、45名の団員が消防学校に入校し団員の資質や技術の向上を図っております。

次に、消防団員が活動しやすい環境整備を促進するための施策でございますが、御指摘のように被雇用者は全国の消防団員で7割、由布市におきましては8割近くに達しておりまして、昼間の消防力の低下が危惧されております。このような中で、事業所の一層の理解と協力を得るため、国では消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会を設け、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的として消防団協力事業所表示制度実施要綱を制定いたしました。それに伴い、由布市も昨年の7月に由布市消防団協力事業所表示制度実施要綱を制定し、消防団に説明する一方で該当事業所の推薦をいただくようにしているところでございますが、現在のところ推薦はございません。引き続き、周知を図ってまいりたいと思います。

次に、消防団の団員の確保、加入促進についての支援でございますが、消防団は地域単位の分団・部で組織されているために、地域の方々が団員とともに確保に努力されているのが現状であります。また、過疎地域では団員の確保が極めて困難な状況もあり、庄内地域では全体の約2割が定数に満たない現状であることから、自治委員を通して協力要請を行っているほか、消防団員募集のポスターを配付して地域の公民館等に掲示しながらPRを行っているところでございます。

また、若年層の極端に少ない地域にあっては団員の確保が困難でありますので、再入団により団員を確保している地域もありますし、不足を補う自主防災組織については行政支援をしてまいりたいと考えております。

このように、若年層が減少する中において、昼間の火災や災害など限定した活動に従事する機能別消防団員制度の導入につきましても消防団幹部と協議をしておるところでありまして、今後より検討してまいりたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育長が答弁をいたします。私からは以上であります。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 3番議員の高橋義孝議員の教育行政につきましてお答えをいたします。（「2番」と呼ぶ者あり）あ、失礼いたしました。2番議員、高橋義孝議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の平成20年度の教育方針についてお答えをいたします。御質問が教育行政全般

にかかわることですので、少し時間がかかると思いますが、よろしく願いいたします。

まず、平成19年度の教育行政の総括でございますが、平成19年度の由布市教育方針におきましては、知性に富み、心豊かでたくましい人づくりを基本テーマに、学校教育におきましては「知・徳・体」調和のとれた質の高い教育の推進、社会教育においては豊かな生涯学習社会の形成と社会教育の推進、次代を担う青少年の健全育成の主要課題に取り組んでまいりました。

平成19年度は、特に学校、家庭、地域、それぞれ本来の教育機能を十分に果たし、相互の信頼と協働による教育を推進するため、学校教育改革の推進と学校・家庭・地域の教育ネットワークづくりの2つの重点目標を定め、その達成に向けて各種施策に取り組んでまいりました。

まず、1点目の学校改革の推進におきましては、児童生徒の学力の向上、心の教育、健康、体力づくり、いじめ、不登校対策、特別支援教育の充実、地域に開かれた学校づくりなどに取り組みまして、保護者や地域の教育に対する期待にこたえ、信頼される学校づくりを目指して取り組んでまいりました。

2点目の学校・家庭・地域の教育ネットワークづくりでは、今年度から地域教育推進事業に取り組みまして、市民全体で教育のことを考え行動する環境を醸成いたしますとともに、学校・家庭・地域が一体となって子供の成長を支えるネットワークづくりやPTAと連携した家庭の教育力の向上支援などに取り組んでまいりました。学校教育、社会教育において、各学校、そして各教育委員会事務局等の実績評価をいただいたわけでございます。これを見ますと、それぞれの分野において着実な教育の前進が図られておると考えておるところでございます。

次に、平成20年度の教育方針についてでございますが、基本的には19年度の方針を継承しつつ、教育基本法や学校教育法の改正、19年度の成果と課題等を踏まえて基本的な教育方針、重点目標を定めております。

重点目標の4点について御説明を申し上げます。まず1点目は、子供たちの学力と豊かな心の育成についてでございます。今日の大きな教育課題でございます学力のより一層の向上に向けまして、基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着とみずから学び、みずから考える力を育成するため学習指導要領改訂への対応に取り組むとともに、教育課程の見直しや必要な授業時間の確保を図ってまいります。

また、少人数指導など、個に応じた指導の充実、国語力の育成や理数教育の充実及び教育の情報化の推進など、総合的な学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

また、子供たちを巡る痛ましい事件が相次いでおることを踏まえまして、学校・家庭・地域が一体となった規範意識や倫理観の涵養、奉仕・体験活動の推進などを通しまして豊かな心の育成をより一層図ってまいります。いじめ問題の状況は、社会問題化いたしまして、深刻な事態に立ち至っております。いじめはどこの学校でもどの子供にも起こり得るという認識のもとに、いじ

めは絶対に許さないという教育現場での関係者の一糸乱れぬ毅然とした対応を徹底してまいります。子供たちの危険信号を見逃さず、いじめの早期発見、早期対応、早期解決が図られますようお願いいたしますとともに、子供の悩みや不安を受けとめることができるよう相談体制の充実に努めてまいります。

また、幼児教育の充実を図るため、保・幼・小の連携を強化してまいります。あわせて、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の一層の推進に向けまして、由布市特別支援教育連絡協議会を設置いたしますとともに、特別支援教育推進員の配置を進めてまいります。

次に、2点目は学校・家庭・地域の連携協力についてでございます。今日の教育課題の解決に向けましては、学校だけでなく家庭や地域が一丸となって子供たちを育む環境を整備する必要があります。このため、今年度立ち上げました地域教育ネットワークをさらに充実させ、地域の教育力を学校に取り入れ、学校・家庭・地域が一体となった教育をさらに推進してまいりたいと考えております。

また、子供たちの基本的な生活習慣の育成を図る「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するなど、きめ細かな家庭教育支援に取り組んでまいります。さらに、本年度から全小学校で取り組みを始めました「放課後子ども教室」を充実させてまいります。

3点目は、教職員の資質向上についてでございます。教育の成果は、教育は人なりと申されますように、教職員に負うところが極めて大きいわけでございます。今日、教育改革が推進される中、学校教育の直接の担い手であります教職員が時代に見合った資質を備えることにより、学校教育をより一層充実していく必要があります。このため、来年度からすべての教職員に対して実施されます教職員評価システムを有効に活用いたしますとともに、教職員研修のより一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

4点目は、教育行政の体制整備、教育水準の向上についてでございます。子供たちの教育のより一層の充実を目指し、地方教育行政の中心的担い手であります教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実を図ってまいります。また、教職員が行う自己評価、保護者などの学校関係者が行う評価など学校評価のさらなる定着推進に向けまして取り組んでまいります。

以上、申し上げてきたもののほかに、学校内外の安全対策や子供たちの健全な食生活を支える魅力ある学校給食センターの建設、未来を担う子供たちのよりよい環境を確保するための小学校の適正規模化の推進など、喫緊の課題もございます。これらの課題を含めまして、山積する課題に対応した教育改革の力強い推進に向けまして全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、2番目の学力向上についての1点目であります由布市の調査結果はどのような状況であったのかについてお答えをいたします。

全国学力学習状況調査は、昨年4月24日に行われました。小学校では6年生の国語と算数

で行われました。その結果、国語、算数ともに平均正答率は、少しではありますが県や国の平均に及んでおりません。中学校では、3年生の国語と数学で調査が行われ、国語、数学ともに県及び国の平均を上回ることができております。課題といたしましては、小学校の国語では読解力や表現力、算数では数量関係や図形に関する数学的な考え方、情報を活用する力をつけていく必要があります。中学校の国語では、読解力と表現力、数学では表やグラフから考える力の数学的思考力や活用する力をつけていく必要があります。

また、学習状況調査では、由布市の子供たちは毎日朝食を食べる、地域活動への参加を積極的にするなどにおいては全国平均を上回っておりますが、毎日予習をする、復習をするという項目が課題として残されております。現在、各学校で具体的な手立てを立て取り組んでおるところでございます。

次に、2点目の調査結果の活用についてどのように考えているのかについてでございます。調査結果の活用につきましては、県の調査結果活用講習会や由布市独自の学力向上会議等を踏まえて、学校ごとに結果の分析検証を十分に行い、課題を明らかにして具体的な改善策を立てて取り組んでおります。今後は、由布市における市の学力向上プランを策定いたしまして、これをもとにした各学校の学力向上プランを作成し、具体的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

3点目の調査結果の公表についてどのように考えているかについてお答えをいたします。この調査は、各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立たせるという目的で行われるものでございます。結果の公表につきましては、実施者である国から通知によりまして序列化や過度な競争につながることはないよう特段の配慮が必要であることから、公表しないことになっておりますので、由布市におきましても公表については考えてないところでございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 説明が長くて、もう残り時間がわずかになりました。

ちょっと教育行政から再質問させていただきますが、教育長、去年も私、教育長の方をお願いをいたしました覚えがあります。年度当初でありますから、教育方針についてはきちっと作成をされて議員に提示をすると、今回もそういったことを私していただけるものであろうというふうに期待をしておったわけなんです、結局それがなく、私の時間も大分教育長に費やされたということでございますので、ぜひ、教育方針ということでこの議場で議長からも質問、答弁は簡潔にというふうなことがお願いされておりますので、余りむだな時間を使わないように。まあ、1ペーパー配っていただければ私どもも理解がしやすいということでもありますので、それについては再

度教育長の方をお願いをさせていただきます。

由布市の教育方針については長々としゃべったんですけど、内容がわかりませんので、それは常任委員会の方でまた詳しく私聞かせていただきたいというふうに思います。

調査結果の公表、学力学習状況調査ですね、今、国の指導でというふうには言われましたけれども、これ文部科学省の通達によると当然そういったこともうたってます。しかし、市町村の教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについてはそれぞれの判断にゆだねるというふうに言われてるんですね。そういったことも教育長は御存知だろうと思いますので、一方的な御意見ばかり表するんじゃないくて、そういったこともぜひともなぜ公表しなかったかのということはきちっと説明する責任は私あると思います。

例えば横浜市あたりは、これは一部分の公表ですよっていうことをちゃんと前段階で断った上で調査結果をきっちりと市民に開示をしております。こういう情報を共有することこそ、教育・学校・家庭・地域が一緒になって教育ができることであるというふうに思いますので、この点についても、もう時間がありませんので常任委員会の中でしっかりと私は説明を求めていきたいというふうに思いますので、教育行政の再質問についてはもう行いません。

市長に、それではお伺いをいたします。実は、景気について、県の景気がどうだというふうなことで、由布市の景気は地域によっては低迷してるというふうな現状認識があるかと思います。横ばいだというふうな認識だったと思うんですけども、各種施策を見ても、商工会と連携したというふうな施策が数多くあります。

そういった中で、法人税の推移を見てみても市長は多分おわかりになってるんじゃないかと思うんです。平成18年度商工会費補助、1,290万円から平成19年度1,225万5,000円、平成20年度1,164万1,000円とずっと商工会への補助も減少している。そして、法人税の推移、ま、これは当初予算ベース、現年課税分ですけども、平成18年度が2億2,718万9,000円、これは平成19年度は2億798万6,000円、そして平成20年度は1億8,652万1,000円と、法人税の見込みもずうっと下方修正されてきているんです。

こういった現状があるのにもかかわらず、これに対する予算措置の主なものは何かといいますと、一番最初に御紹介しました商工会の補助が一番のこの対策に対する対策費であります。法人税が下がってきているのに、それにあわせて対策費を下げるというのは、これは逆行しているんじゃないかなというふうに思うんですけど、市長、いかがお考えでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まあ、その辺はよくわかっておりますけれども、由布市としては一番財政危機がありました。大変厳しい状況の中で、やっぱり聖域は設けないというような方針でやら

なければ当初の予算が組めなかったという、そういう状況がございました。そういうことから考えて、今日に至ってるというふうに。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 市長、やはりそれはですね、私は集中と選択ですよ。ここを伸ばしていかなきゃいけないということは、課題がわかっていたらそこは減額一律何%というふうな予算措置をするのではなくて、ここは大事だからということでアップしてもいいんじゃないですか。（発言する者あり）

そういった現状に即したような予算措置、そういった施策の展開というものをしていかないと、こうやって先ほども御案内したように法人税も下がってきている。商工会の補助金も下がってきている。これじゃよくなるはずがないんですよ。市の財源が潤うはずがないんです。

ですから、そこは市長、ぜひ選択と集中をして、ここは支援していくぞ、これを、これに支援すれば活力が生まれるんだというふうな考えのもとで、予算措置、施策の展開というふうなものをさせていただきたいというふうに思います。

で、湯布院地域は状況はいいんじゃないかっていうふうな御感想をお持ちでしょうけども、ちょっと私、湯布院の方しか資料がなくて申し訳ないですけどね、18年度の事業所、企業統計結果によると、前回調査よりも小規模事業所、総数ともかなり減少していったんです。事業所数が減ってきているわけなんですね。で、商工会の会員数も段々減ってきている。それは、やはり市が補助金などを減額していけばそれに見合った施策の展開しかできない。商工会員は、じゃあ商工会の会員として、事業所として商工会に入って何のメリットがあるんですかっていうふうな悪循環が生まれてきてるんですね。

私は、やっぱりそういうこともしっかり考えて、地域実情にあわせた施策の展開、そういったことが求められると思いますけども、市長はやはり議論を起こしていかなきゃいけないっていうふうな先ほど答弁がありました。どのような具体的なことを今お考えであるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 具体的には、今後、今、商工会の合併等々もございましたけれども、今後、本当に地域の商工会が活性化していくためにどのようにしていくかということは、市と商工会がやっぱり一体となって本当に腹を割って話し合っていないとできない問題であると思っておりますので、その時点、そこから始めたいと思っております。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 市長も多分御存知と思うんですけどね、旧湯布院町で5者情報会議というのを開催をしておりました。

これはどのような会議かという、設置の目的が町域における各種事業、行事等に行政と民間団体がそれぞればらばらに取り組むのではなく、それぞれの間で情報交換、意見交換の場を設けることにより、町で行われていること、行われようとしていることについて情報の共有化を図り、総合的かつ効率的に取り組む協働態勢を確立することが目的で設置されてます。

このメンバーは、例えば商工会でありますとか、観光協会、旅館組合、湯平の 当時はですね 観光協会、役場の中では農政課、商工観光課、総合政策局、こういった会議が、これ月に、毎月1回定例で開催されてたという経緯があるんですね。ほかの町でも多分そういったことが行われてたんだらうと思います。現在、そういった会議は基本的には行われてないというふうに私は認識してます。

やはり、こういった行政と民間団体、市民、皆さんが意見を持ち寄って協働の仕組みをつくって、今どういった課題があるんだらうかっていうことをまず、こういったことを私は、以前やられてたのになぜ今これがないのか、これから市長がやはりこういったことが必要であると思われるか思われないか、そのことだけちょっとお聞かせください。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういう総合的な以前の取り組みとは若干違うんですけども、由布市、湯布院には年間400万人の方々が訪れると、そしてそういう中で地産地消ということを考えたときに、由布市の観光協会あるいは旅館組合等が農業との連携の中でどういう産物をいつの時期にどのくらいの量が必要であるかという、そういう今観光協会側としては、観光課としてはアンケートをとろうとしています。

それから、農政課ではそういう中でどういう産物をいつごろつくれるかと、農家側にアンケートをとってありまして、それをでき上がった時点で観光協会あるいは旅館組合そして農政と、お互いが話し合いの中で、一部ですけども、そういう農産物の提供というもの、それから地産地消につなげていきたいということで、農政課と、それから商工観光課が観光協会とお互いの意見を聞きながら、そういう取り組みは今行ってるところであります。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ、市長、そういったことを定期的に確実に私は進めていっていただきたいと思います。

例えば、懇話会でもいろいろあると思います。ミクロでいうと先ほどの商店街として認識するという、ちょっと私、数が少ないんじゃないかなと思うんですけどね、この問題についてはまたちょっと本会議の場で商店街と認識しているのが8しかないというのはちょっとおかしいなというふうに思いますので、まあ、それは後で訂正していただくか、どのように考えてるか、もう一度お伺いしたいと思いますけども、そういったミクロでいうと各商店街単位の懇話会なりを開

く。で、マクロでいうと、由布市全体の商業ビジョンをどうするのかという会議も私は必要であると思います。

そういったことをプロデュースしたりコーディネートするのは、やはり私行政の役割だと思うんですよ。商工会ばかりに丸投げするんじゃなくて、協働によって市長は発展していこうというふうなことをずうっと言われてるわけですから、その辺のことをきめ細やかに私はやっていただきたいと思います。

今回、住民自治基本条例の中に事業所の役割等もありますけどもね、本来、商工会が持ってた役割っていうのは国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、社会一般の福祉の向上に役立つ組織なんだってことを、もともと商工会法で言ってるわけですよ。そういった組織が束ねているがありがたいながら、それはやっぱりうまく活用しないというのは、これは私はいかななものかなというふうに思いますので、商工会との連携もさることながら、やはりそういった現状を見ると、そういったことを私はきめの細かいことを行っていただきたいと思います。

1つだけ、市長、第40代内閣総理大臣の東条英機が、大東亜戦争中に戦況悪化で暮らしが苦しくなったとき、国民生活を心配して早朝、民家のごみ箱をあさってたらしいんです。それはなぜかという、食事の配給がちゃんとされているかなあっていう、骨とか野菜の芯を確かめたというんですね。私、市長、いろんなお祭りであるとか、行事ごとのときには多分各種商店街あたり行かれると思うんですけども、私は、もちろんごみ箱の中まで見ろというふうなことは言いません。ぜひ実情を市長がやはり目で見て話を聞いて、そういったことをやはりしていくことだけでも地域の商店の人たちは活力になると思いますので、ぜひそういったことを行っていただきたいということをお願いします。

最後、5分、せっかくきょう議長にお許しをいただいてパネルを、政務調査費のない中貴重な報酬から私つくってまいりました。（「だったら、もっと上げます」と呼ぶ者あり）あ、皆さん御存知かと思うんですけど、これは昭和50年ごろの、ま、50年ちょっと前ですかね、湯布院町消防団の出初式の放水点検の写真であります。これは、平成18年度までもう何十年間も続けてこられました。平成19年、ことしの平成20年特別点検では、これがなくなって、ないんですね、今。ここの場所で、この白滝川の左岸に何人もがホースを縦に持ちまして天高く、その湯水が湧くごとく、持つ。これは旧湯布院町消防団は、旧湯布院町の冬の風物詩でありました。こういったことを通して、団員は団員たる誇りというものを感じて、またこの周りには地域住民がいっぱいいるんです。それによって、ああ消防団頼りになるなあ、大事だなあということを経験した地域住民もやっぱり理解していた。そういったことなんですね。

市長、これがなぜなくなったのか、ちょっと市長にお伺いしたいんですけども、まず、この写真を見てどのように思うかと、なぜなくなったのかについてどのように考えてるか、お聞かせい

ただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この写真を見れば、消防団の、まあどこもやっていたことなんですけども、出初式の消防団の雄姿を想像することができますが、今回ここでやらなくなったというのは、由布市が消防団、3消防団が1つになりまして由布市消防団となりました。それだけの消防の数と、それから訓練の場所とか、そういうことを考えるときに、場所的にはもう今のことし行った総合グラウンドしかない。そういうことから、あそこで出初式のポンプを上げる以外になかったということでありませう。

議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 市長、私はこれ合併したからとか、由布市の消防団が1個になったからなくなったとは思ってないです。これ、やろうと思えばできると思うんですよ。

で、例えば挟間の会場を使ってやるときに、宮田保育園の園児たちが人員服装点検を行いますよね。ああいったこともことはできなかつたんですね。ほで、今融和というふうなバランスのもと、各町持ち回りで今後ずっと続けていったときに、例えば宮田保育園の園児さんたちは2年に1回しかできないじゃないかと、いや、うちの子供はじゃあ出れない年もあるのねっていうことになる、そういったいい伝統もやっばなくなっていくんですよ。

だから、私は残そうと思えば残せるのになぜそういったことを佐藤崧男団長以下、消防団の幹部の人たちは、消防団の士気を統制するために一生懸命やられてます。だけど、こういった大事な伝統文化を残すか残さないかっていうのはやっぱり私はトップの資質だと思います。やはり消防団員が悩んでいるときに、道筋を立ててあげて、こういったことを残せるんじゃないかっていうことを私は残す方向も考えたらっていうことが私は重要だと思うんですよ。

だから、すべて、いつも融和の1つとして、例えばPTAや女団連なんかが1つになりましたっていうことを引き合いに出されますけど、PTAを1つとって、私会員ですから言わせてもらいますけど、もともと大分郡PTA連合会っていうのがあって連携があったんです。協働があったんです。融和があったんです。

で、各町ごとにきちりとして目的を果たしながら、連携するところは連携するっていうことをやってたのが由布市PTA連合会になって、各町PTAがなくなっちゃったんです。薄まったんです。質が下がったんです。

だから、私はこういったことも場所を持ち回りでやるんじゃないかと、市長が市報にも載せてますけどね、庄内町で庄内町のあそこのグラウンドで全団員を私は集めてやるべきだと思います。特別点検をです。今の状況でいくと、持ち回りでいくと、残って待機しなきゃいけない団員がいるんですよ。士気が下がります。団、部のですね。あそこに集めれば、もし火災が起こっても

20分以内で皆さん各地域に帰れるんですよ。あそこで点検をして、放水点検は各地域でもし伝統があるんなら地域でやりなさいっていうふうに、私は言うか言わないかっていうのはこれ市長の判断だと思うんですよ。挟間の消防団だって帰ってきて宮田保育園の園児と一緒に、人員服装点検をやればいいんですよ。地域に根ざした消防団ですから。

それを消防団員の幹部たちは、融和というバランスばかりを気にして今行っているのが現状だというふうに私は認識してますので、そういったことも含めて、市長、もちろん融和は大事であります。しかし、それぞれが持っている機能が絶対損なわれないように、質が高まるような融和の仕方を市長、私は導いていっていただきたいと思います。

大変、議長、済みません。時間が過ぎましたけども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議長（三重野精二君） 以上で、2番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

.....
議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をします。再開は11時15分とします。

午前11時04分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、7番、溝口泰章君の質問を許します。溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） おはようございます。7番、溝口泰章、ただいま議長の許可を得ました。質問に先立ち、去る16日、本当に志半ばで黄泉の彼方へ旅立たれた同僚立川剛志君の御霊に心より哀悼のまことをささげますとともに、彼との数々の思い出とともにその志を胸にとどめ、平成20年第1回議会の一般質問に入らせていただきます。

先ほど、同僚議員の一般質問でも議員御自身が感慨漏らしておられましたけれども、我々の質問に対しての簡潔な御答弁をいただき、そしてその答弁に乗っかって次の再質問に移るとというのが我々の質問の意図でもございます。持ち時間の60分の中、質問も簡潔にいたしますので、どうか御答弁の方も簡潔に的を得た御答弁を賜り、議論を深めていきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

今回の一般質問におきましては、通告のとおり、大きく4点にわたって質問いたします。

まず、第1点目ですが、今後の高齢化社会の進展に伴って憂慮される独居老人への対応についてでございます。市長の施政方針では由布市には70歳以上の独居老人が1,060人いらっしゃるということですが、これに対して高齢者見守り支援事業に取り組むということです。内容は、老人クラブ会員の皆様に委託し、毎月2、3回をめぐり安全確認のため声がけ訪問をすると

いう新たな取り組みですが、それによって安らぎと安心・安全、そして夢を与えられる事業にしていくと伺いました。この予算が190万円ということですが、この予算をつけるまで独居老人世帯に対してどのように取り組んできたのか、またこの高齢者見守り支援事業の継続性も含めたこれからの方向性について具体的にお聞かせください。

続いて、第2点目ですが、今議会に上程されました住民自治基本条例に関してです。この条例の上程に至るまでのプロセスにおいて、由布市の住民に対する説明責任とその上でのコンセンサス形成に関しての疑念がございますのでお伺いします。と申しますのは、私はこの住民自治基本条例がわずか1年半の検討機関でこんなに早く上程されるものとは思っていませんでした。上程せずという結果も含めて、侃侃諤諤の議論が検討委員会はもちろん、市民との公開そして説明会を通じて行われるものと推察をしておりました。

しかし、そのような形跡が見受けられず、急ぎ過ぎた上程に思えてならないのであります。地方分権一括法が平成12年4月に施行されたことを背景にして、全国各地の地方自治体でこのたぐいの条例制定が行われていますが、由布市においても一括法への対応と今後のまちづくりの推進のためということでこの条例制定が急がれたようです。

確かに、まちづくりはしっかりと推進していかなければなりませんし、その枠づくりは重要なことでもあります。しかし、それと条例制定を急ぐこととは別の問題でございます。1月18日、全員協議会での条例素案報告と策定経過の報告の際にも私が申し上げましたが、用語の定義に関してや市民への公開説明、意見収集と策定委員会の検討の摺り寄せの実態に不十分さを感じているところです。

自治に関する基本条例であり、最大限に尊重されるという文言が入る条例、そういうふう positioning ならば策定委員会がこれでよしと決定するのではなくて、市民の納得を最終決定にしなければならぬと考えます。それが、パブリックコメントをうたい上げているこの条例みずからが上程に際してやらねばならないこと、そうではないでしょうか。こうしたことから、この条例に対する市と市民のコンセンサス形成がどのように行われ、市の上程に対するゴーサインが出されたのか、市長にお伺いします。

次に、第3点目になりますが、都市景観推進課がスタートし、新たに由布市の都市計画と景観について担当されることになりました。この都市景観推進課の果たす役割と機能について細かく5点にわたってお伺いします。

1つは、旧挾間、庄内町の環境保全条例と湯布院町の潤いのあるまちづくり条例について、環境保全条例が環境の保全という自然景観や生活環境の荒廃を防ぐ意味合いでの条例、潤いのあるまちづくり条例は新たな自然景観、生活環境を整えながらまちづくりというソフト部分にも入っていく条例と受けとっております。この2つをマスタープランの中で統合していくということに

なると思うのですけれども、単なる足し算にするのか由布市全域にわたる長期プランとして樹立するのか、その点をお伺いします。

2つ目に、景観法と都市計画法の規定に基づいた景観マスタープランを策定することになりますけれども、この計画ではどこの何をどのように推進していくのかお伺いします。

3つ目に、都市計画係と景観係で構成される都市景観推進課ですが、産業建設課の管轄区に置かれた経緯をお聞かせください。

4つ目に、都市景観推進室と挾間、庄内、湯布院振興局との連携体制は、具体的にどうなるのか、構想を聞かせてください。

5つ目に、景観マスタープランの策定と都市計画に基づく行政指導等を推進課で担当していますが、同時に遂行していく中での矛盾の発生など想定しているのか、また、その対応のアウトラインを設けているのか、以上5点お伺いします。

最後の4点目になりますが、教育基本法の改正を受けて2月15日に学習指導要領の大幅な改訂案が発表されました。授業時間の増加は40年振りとなります。教育現場は、ゆとり教育からの離脱、そして教員の教育力向上、これが余儀なくされることとなりました。来年4月には主要科目の授業時間増、総合学習の大幅削減ということになります。この大幅改訂に臨み、教育委員会はどのような対応をするのか、その基本姿勢について教育長の御所見をお伺いします。

以上、大きく4点にわたってお伺いします。答弁によっては、再質問をこの席で行いたいと存じます。明快な御答弁をお願いします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、7番、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の高齢化の進む中、独居老人への具体的対応についてということですが、独居老人世帯に対しての市の対応につきましては、由布市の社会福祉協議会において毎年民生委員による高齢者実態調査を実施しておりまして、その結果、ひとり暮らしの高齢者は、この前も申しましたけれども、挾間地域では370名、庄内地域では320名、湯布院地域では366名の合計1,060名が生活をしております。

この方々に対する施策といたしましては、まず介護保険事業によりまして、その人の身体の状況に応じたサービスの提供を行っております。例えば比較的身体の介護度が重い人は介護福祉サービス、介護度が軽い人には介護の予防サービス等を受けることができるようになっております。

また、元気な方につきましては、生きがい対策事業としてデーサービスや配食サービス、生活管理指導員派遣事業などを実施しております。また、このような公的なサービスの提供を受けなくても、地域での触れ合いや見守り、家庭内での支え合いなどは大きな対策の1つであると考え

ております。

次に、社会福祉協議会や各種団体との連携による独居老人の見守りにつきましては、市内92名の民生委員の皆さんがそれぞれ担当地域の高齢者の実態把握をしております。行政はもちろん、福祉、介護、医療などや関係施設との連携をとり合いながら高齢者の日常生活における見守りをしているところでございます。

次に、独居老人への対応につきまして、今までの推移とこれからの方向性の質問につきましては、国保事業で訪問指導員によりまして高齢者宅を訪問し、健康相談や指導を実施しております。

しかしながら、由布市内の独居老人の孤独死が18年度、19年度におきまして湯布院地域で7例発生しております。その対策として、平成20年度は当初予算におきまして高齢者見守り支援事業として、市内95老人クラブの方々に地域の高齢者やクラブ会員相互の見守り事業をお願いしているところでございます。さらに、社会福祉協議会による歳末助け合い募金の浄財を充当して高齢者に対する支援事業を充実させることなどを現在策定中であります。地域福祉計画、地域福祉活動計画に盛り込むよう計画をしているところでございます。

次に、2点目、住民自治基本条例制定に向けての市民のコンセンサス形成についてでございます。住民自治基本条例は、提案理由で申し上げましたように、地方分権の推進に伴う自治体を取り巻く情勢の変化と由布市の融和、協働、発展を進める上で重要な役割を果たすものであると確信するとともに、平成18年度に検討委員会に諮問をし、このたびその答申を受け、これに基づき調停をいたしたところであります。

御質問の件につきましてですが、条例制定に向けて素案までの作成については検討委員会が中心になって行い、素案作成後に具体的な形で広く市民の皆さんに条例への理解、意見を求めることによりまして、効果的かつ効率的に進めるという制定検討の基本的考え方に沿って進められたものであります。

まず、平成18年9月、議会全員協議会で条例制定に着手したこと、及び目的、構成等を御説明申し上げました後に、11月の市報で市民の皆様には条例の目的、構成案を公開し意見を求めたところでございます。翌19年3月、議会全員協議会におきまして検討委員会で作成した条例の骨子案を説明申し上げ、御意見をいただいた後に検討委員会で素案にとりまとめました。また、6月には市報、市ホームページで公開し、意見募集を行ったところであります。並行して、各地域の自治委員会や役員会において説明の機会をいただき、御意見をいただいたり、8月下旬から9月初旬の間は市内9カ所で説明会を開催したところであります。

説明会の実施に当たりましては、市報に開催日日程を掲載し、あわせて自治委員会経由で市民の皆様にも参加の呼びかけをしたところであります。市内9カ所の説明会では、参加された市民の方々から積極的かつ建設的御意見を多数いただくことができました。特に、説明会では、自治

基本条例の必要性や市民の権利、役割等を初め、住民自治に関する条文内容等につきまして問答を繰り返し行い、御理解いただけるよう努めてまいったところであります。また、説明会に参加できなかった市民の方につきましても、市報等を通しての情報提供により御理解をいただいたものと考えております。

その後、市民や自治委員会への説明会に加え、投書でいただいた御意見を10月以降、5回の検討委員会におきまして精査・検討し、条例への反映に努めたところでございます。最終案につきましては、市報等で公開し、住民自治実現のための条例として認知、尊重されるよう努めてまいったところであります。

次に、3点目の都市景観推進、マスタープラン策定についての庄内、挟間の環境保全条例と湯布院の潤いのあるまちづくり条例をどのように統合していくかということでございますが、いずれの条例も住みよいまちづくりのために制定された条例でございますが、それぞれ地域の特性の違いを反映して、規制の内容が異なっております。庄内の環境保全条例は、主として公害の防止を目的としており、挟間の環境保全条例はそのほかに開発の基準を設けております。湯布院の潤いのあるまちづくり条例は、成長の管理を目的に、開発に対して大変厳しい規制内容となっております。

また、対象とする行為や手続き面においても大きな違いがあります。加えて、一部は景観法による景観条例に移行すべき部分もありますので、喫緊の課題に対しまして適切に対応していきながら、条例の問題点や課題が整理された後に統合を図ってまいりたいと考えております。

次に、景観計画についてでございますが、現在、民間主導で取り組まれている湯布院の湯の坪街道周辺区域については、市民の理解を得て景観計画として定めたいと考えております。そのほかの地域につきましては、現在景観マスタープランを策定中でございまして、その基本方針を受けて組織されるまちづくり協議会で景観計画の必要性や規制内容などについて具体的に協議をしてまいりたいと考えております。

次に、都市景観の具体的対象地をどこに設定しているのかとの御質問でございますが、都市景観を形成するというのではなくて、現にある良好な景観を保全する必要がある土地の区域や地域の自然、歴史、文化などから見て地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる区域などについて景観計画を定めてまいりたいと考えております。

次に、設置される予定の都市景観推進課の所掌事務であります都市計画、景観計画、及び開発指導等につきましては、農政課、建設課などと密接な関係がございまして、産業建設部に所属をしております。議員御指摘のとおり、都市景観推進課の所掌事務は関係する部局が広範囲にわたりますので、庁内連絡協議会を組織して、関係各課と密接な連携を図りながら事務事業を推進してまいりたいと考えております。3地域振興局につきましても、庁内連絡会議を通じて密接な

連携を図ってまいります。

次に、基本施策の策定と実践指導のアウトラインでございますが、本年度策定に着手しました景観マスタープランに示される基本的方針に基づきまして、都市計画や景観に関する基本施策を総合的に実施してまいりたいと考えております。

次の学習指導要領の大幅改訂への基本的な取り組みにつきましては、教育長が答弁をいたします。私からは、以上であります。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 7番、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

今回の学習指導要領の改訂につきましては、改正教育基本法、学校教育法におきまして、公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが教育の目的として新たに規定されたこと等を踏まえまして、生きる力を育むという、これまでの学習指導要領の理念を実現するために、その具体的な手立てを確立する観点から行われるものと考えております。

主な改善点といたしましては、基礎的、基本的な知識技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実等が示されております。

由布市教育委員会といたしましては、今後、新学習指導要領の趣旨の徹底を図りますとともに、教育課程の編成等におきまして、各種研修会等を通じて指導の徹底を行い、各学校におけるスムーズな取り組みが実施できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 20分間にわたる御答弁、ありがとうございました。

最初にお伺いいたしました独居老人に関することでございますけれども、民生委員さんの調査による1,060名の抽出のようでございますけれども、これは恐らく住民基本台帳で独居というか、ひとり暮らしという検索をすれば多分もっとふえる数になると思うんです。それに対しての対策を私望んでいるわけではございませんけれども、この1,060という数はもっと多いということを前提にしてお話いたします。

人口は、我々のこの由布市は3万6,000、その中で1,000を超えるというだけでもかなりの多くの方がひとりぼっちで高齢でお暮らしになっているということをまず大前提にして考えなければなりませんけれども、このひとり暮らしの方々が先ほど市長がおっしゃいましたように、18年から7例ですか の孤独死を遂げているという事実と行政との境間を考えなければなりません。お年を召して亡くなるというのは、これは致し方のないことでございますけれども、亡

くなった後、放置するわけではございませんけれども、おひとりのままで、発見されるまでかなりの時間がかかってしまった例がこの中にございます。

お一方は、ミイラ化した状態で発見されました。もうお一人方は、お風呂の中で半分溶けてたという状態で発見されてるわけです。なぜ、そういう事態が発生するのかと。そして、発生して、それに対する行政としての対応が速やかにとられたのか、どうか、ここを問題にしなければならないと思います。どんな手当てをするのかです。この例に見るまでもなく、全国的にこういう孤独死というのは数多くございます。ですから、今度、新予算として190万円を使った見守り事業がスタートをするというんですけれども、この見守り事業の内容はかつて湯布院町で同様のことが行われていたことを御存知でしょうか、市長。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） いや、存知上げておりません。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 実は、予算的なところから申し上げますと、81万6,000円の予算で老人クラブに委託をしまして、訪問してもらって元気であるかどうか、安否確認が最低限なんですけれども、単位老人クラブにそのクラブ内の老人、ひとり暮らしを見守ってもらう。これは、市長の新しい計画の見守り事業とは違って月2、3回じゃありません。隔日ぐらいで、できたら毎日というふうなことで老人クラブに頼んでいたわけです。

その結果、こういう訪問活動記録表に1日から31日まで、氏名を書いていただいて、毎日です。ね、訪問、面談した場合には、面談できる人も安否確認したら、不在であった場合には×、これを最低限つけてくれと、そして横に備考欄で入院とか転居とか特記事項があれば書いていただくということで、これを老人クラブにお渡しして、月ごとに集計、この連絡を受けとるわけです。もちろん、特記事項で大変なことが起きてたら、それは連絡網で。それを社協が把握して、もちろん、そのデータはすぐに行政に上げられるわけなんですけども、その予算が全体で湯布院町で81万6,000円という額でございました。

これが、一気に19年度でゼロということになりまして、御存知のように平成17年度に合併しまして、合併直後の18年度は補助金は出ておりますが、19年度がゼロでございます。その符帳とあわせたように19年度に先ほど申し上げました不孝な孤独死の、それもまた放置という形での痛ましい事態が発生しておるわけです。この具体的な相関関係を取り上げて責任問題というわけではございませんけれども、見守らなくなったら、巡回しなくなったら、こういうことが起きたということに対しての市長の個人的な認識、行政マンとしてではなくて個人的な認識をちょっと伺いたいんですが。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） これからの高齢化社会を迎えたときに、この問題はもう避けて通れないと。我々もいつそういう状況になるかということは、もうその可能性も十分あるわけでありまして、この課題は大きな課題として私も考えております。

ただ、その中で、今そういう孤独死をされたというのは大変私も何とっていいかわかりませんが、その本人にとっては大変寂しいことであったと思いますけれども、これに対しては私なりにいろいろ考えを持っておりますけれども、そういう何というか、表現できないような気持ちであります。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 本当に、その方の亡くなることは、先ほども申しましたけれども、亡くなることはそれは天寿というふうに考えることができますけれども、亡くなった後、だれも見とってくれない、そのまま放っておかれたということ、ま、本人に聞くわけいかんですけども、本当に悔しい思い、寂しい思いを霊になってまで味わなければいけなかったというのはもう何とも言えない状況だと思います。

この事態は、できる限りの力を持って阻止すべきことではないでしょうか。どうでしょう。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） ええ、もうそのとおりだと思います。

議長（三重野精二君） はい、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） そして、その具体的な行政のありようになるんですけれども、今回190万円という予算をつけたことは、これは時を得たことだとは思いますが、3町にまたがって1,060という数字ですけども、もうちょっと多いというふうに私考えますけれども、その方々に月2、3回ではまた同じようなことが起きる可能性がございます。

1回目に行った翌日に亡くなっていけば、2回目に行くまで、ま、3回でも10日はかかるわけですが、間が。このあたりのフォローを老人クラブの方々をお願いして、老人クラブの方々には頼まれたからやると、毎日回ってくれというお願いをしなくても、自分たちの周りにいらっしゃる寝たきりだったり、ひとりで不安を抱えているの方々に対する安否の確認は頼まなくてもやってくださってたわけです。ですから、そのシステム、そういう甘えでもありますけれども、委託をするんですけれども、できたら安否確認を最低限、かつての湯布院のやり方のように安否確認を最低限やっていただきたいというお願いだけ言葉ですれば、老人クラブの方々、かつてのとおり、毎日もしくは1日おきぐらいに見回ってくると、「元気かえ、おるかえ」と言ってドアを開ける。開けるだけにいるということですから、そういうお願いの仕方というのもまたあるんじゃないかと思うんです。申し訳ないけれども、回ってくれるかいと。ただ、まあ、補助金としてはこれだけしかつけられないんで勘弁してもらいたいというふうな話の持っていく方は十分に可能だ

と思いますので、そのあたりの「あ」と「うん」の呼吸を生かした老人クラブの方々の活動に期待するという方策をとってはいかがでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もちろん、そのとおりだと思いますし、独居の家庭にもお子さんもいらっしゃるだろうし、親戚もいらっしゃるだろうし、いつも連絡を電話でとってる、そういうのもたくさんあると思います。

完全に身寄りのない独居老人の方について、やっぱりその点について、十分配慮していかねばならないだろうと思いますが、これは老人クラブだけをお願いしてるということじゃなくて、やっぱり地域がそういう高齢者の家庭について地域自治委員さんを中心にしながら、その点の配慮もしていただかなくちゃいけないだろうと思いますし、母子推進員さん、あるいは民生委員さん等々、力をあわせてやっぱりやっていってもらわねばならないこともありますし、とりわけお年寄りの皆さんは顔見知りであるし、これまで友達づきあいをした方も多いただろうから、そういうことでお互いにしていただければありがたいし、お金としてはその方々がもう何とかというような額ではないんですね。お互いにお茶飲み程度の補助の額でありまして、そういう話の中でお互いがやっぱりお互いの将来を見つめながら今まで、この独居とか高齢者老人のところを支えていくという気持ちが大事ではないかなと思います。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 先ほど、同僚議員がくしくも指摘しましたけれども、行政は住民の協働システムをコーディネートするという役割が極めて大きいんです。ですから、今私が申し上げたように、「悪いけど、余り出せんじゃけども、お茶代ぐらしか」、年81万6,000円で湯布院町はやってたんですからやれるはずなんですよ。それを3町に広げてということで、そういうファジーな形でもいいから、1つの柔らかいシステムをコーディネートする、そんな努力をやるべきだと思います。

ぜひとも、これは取り組むべき課題であり、本当に市長がおっしゃっている子供とお年寄りに対する優しい由布市をつくるのであれば、もっと本当であれば社協にも委託料を出し、完全な形でヘルパーさんが見守るとか、金さえ出せば幾らでもできるとは思います。でも、ないんだから、由布市には、ないんだったらどうするかで、協働でお願いすると、少ない額でもやってくださるかつてやってくれた、くださった老人クラブの方々がいるわけです。ああ、あれはお金が出なくなったからじゃあやめたじゃなくて、あの制度はなくなりましたと言われたものですから、今見守っていないんです。巡回してないんです。制度がなくなっちゃったんです。金額の問題じゃないわけです。ここはひとつ、その老人クラブの方々のお気持ちを生かすためにも、ファジーな形で構いませんから、この行政の仕組みの中に取り入れていただきたいと思います。答弁は求めま

せん。

本当に、我々が健康なお年寄り、不安を抱えているお年寄りを救うというわけではございません。お互いに、由布市の市民として、お年寄りに対しては先人の御苦勞を着せる分ではない恩を我々は着なきゃいけないんです。そして、返して、最期のときを迎えたときに、由布市に住んでてよかったなど。そういう思いを持って、黄泉の国に旅立っていただくのが責務だと思います。ぜひとも老人を大切にした由布市につくり上げていっていただきたいと思います。

時間もございません。次の住民自治基本条例についてでございますけれども、先ほどタイムスケジュール的な説明は受けました。このタイムスケジュールの中に1点、まず最初に指摘しておきたいのは、我々議会に2度、最後の段階で3度目がございましてけれども、進捗状況の経過報告を受け、素案の説明を受け、そして答申の後にもう1回説明がありました。そういうやり方でスケジュールを組んでいるということについて、これは政策課長ですか、どのような意図でこんな議会に対するスケジュールを組まれたのか御説明をいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 7番議員にお答えをいたします。

まず、自治条例の制定の手順に向けましては、検討委員会の中でどういうスケジュール、どういう手法でこの条例をつくっていくかと、そういうことでお願いをした中で、まず市民の方から意見をいただいて作る手法、それから委員会の中で素案という形でつくり上げまして、そしてそれをもとに市民の方に御意見をいただくという、そういう手法の中で、なかなか最初から市民の方からつくっていただくということにつきましても、なかなか難しいものがあるんじゃないかということの中で検討委員会の中でそういう素案なりを、叩き台等をつくっていきながら、そしてそれをもとに市民の方から御意見をいただいて作成をしていくと。そういう手法にしたものですから、そういう形の中で、まず、条例等のつくり方、それから素案の段階での説明、それから、そしてその素案がある程度でき上がりました段階での説明と、そういう手順の中で議員さん方にも説明をしたという経緯がございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 説明ですね。その説明を受けて、議会が全員協議会で協議には入っておりません。

その議論を通じて、例えば素案の中には、案の中には議会、議員の役割と責務を規定する部分も入っております。そこに対する意見を求めるというのであれば活発な議論がなされたと思っておりますけれども、それができないままに1月11日に答申がなされて、その1週間後に「これ出しちゃった」という形で説明が来ました。実は、あのときはもうあきれておりまして、るる疑問点を

言おうかなと思ってたんですけども、その気も失せるぐらいの失望を感じたところなんです。

実際に、そういう要件が必要だということであれば、我々議会に検討を投げかけるというのが本来じゃないんでしょうか。

議長（三重野精二君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 7番議員にお答えをいたします。

策定をする段階で、市民の方の御意見、それから議員さん方の御意見というものを拝聴していきながら、この条例を策定をしたという経緯があります。

議員さんにも御説明をした経緯がございますから、その意見等について拝聴したものであるというふうに考えておりました。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 納得がいきません。

この条例の中に、こういう市民の方々からの意見などを承っておりますというリストもいただいております。それに対して、委員会としてどのように考えたかという見解についても数多くの意見に対して説明がなされております。この一々を本来ならば検討すべきで、議会としても検討すべきであって、これは今後の総務委員会にもかかることでしょうし、その後の審議の結果が委員長報告で上がってくるとは思いますけれども、部分的に何でだろうと思うようなところがありますのでちょっとお聞きしたいんですけども、市民の方が政治団体等全国的な活動組織を市民団体と認めるべきではないのではないかという意見が出てきて、それに対して委員会の見解は「この市民は、2条1号の市民は地域のさまざまな課題の解決に市内で生活する幅広い人たちが力をあわせることを期待するものですので原文のままとします」というふうに答えているんですが、意見に対する答え、明確な見解にはこれになっていないんですね。

この意見を出した方に直接聞かなければいけないと思うんですけども、市民の定義を「市民とは市内に住所を有する人、または市内で働き、学び、活動する人もしくは団体をいう」と規定しております。ここにこの方は、最後の項目の方ですね、働き学びはまだいいんです。「活動する人もしくは団体をいう」と規定すれば、この活動する人、団体を政治団体あるいは全国的な活動組織を市民団体と認めているんだなという危惧を持って、この意見になったと思うんです。

もちろん、全国的な活動組織の中には善意の団体があります。逆の悪意の団体ちゅうのも存在することは事実です。それまで取り込んで、もしも、かつてあったあのオウム真理教、そして鳩山法務大臣の友達の友達が入るとか何とか、関与しているとかいうアルカイダ、あんなとんでもない破壊団体が、この活動する、市内で活動する人もしくは団体の範疇に、私ら入ってるんだということで、市に介入してきたら、市政に介入して住民の不安を少しでもつくるようなこ

とがあれば、それどういうふうに対応する所存でしょうかね。これは、政策課長では答えにくければ市長、その辺の見解を 素案を見なかったですか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 「市内において営利を目的とする活動を営む人、または団体をいう」ということでありますから、私どもはこの中で商業的とか、いろんな企業的なものというふうにとらえておりました。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 人がよろしいんですね。

善意の団体しか想定してないんです。悪意の団体がもし存在したときということもきちんと考えとかないと、あ、そんなことがあったんかちゅうて後悔するようなことになったとき、だれがどのような責任をとりますか。切腹しますか。

議長（三重野精二君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 副市長です。補足させていただきますけれども、ここは住民自治基本条例の中で市民の位置づけを一つ定義として定めたものでありまして、住民自治基本条例というのはまちづくりの基本的な考え方を示す方向づけをする条例であります。

確かにいろんな団体なり個人があると思いますけれども、この基本条例の中でそれを限定的に排除するとか、そういうものではない。もう基本的な方向づけをする条例ですからね。仮にそういうものが現実にはあると思いますけれども、だからといってそういう団体に特別の権限を与えとか、特別の理由づけを認めるとか、そういうものではないんです。

それは個別のいろんな法律とか、個別の具体的な事案で対処できることであって、それをあえて具体的に排除していないから、だから問題であるというふうにはちょっと考えにくいと、そういうふうに思います。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） だったら、市民の規定をもっと限定するというわけではありませぬけれども、住民税を払っている人にする、市民税を払っている人にする。納税もしてない連中がこぼこぼやってきて、で、市政に関してあれこれ口を挟むというふうな事態はこれは認められません。由布市のためを思って北海道から飛んできたって、そんなことは価値がないわけです。その辺をきちっとやっていただきたい。

ですから、この文言規定をもっと精査、議論、検討する必要があると私は思うんです。カットするなり、ない方がいいんです、すっきりするんです。市民とは市内に住所を有する人または市内で働いてる人、まあ、学びも入れていいでしょう。こんぐらいですよ。誤解を生みます、これは。私が悪意の人間を想定しているからといって、決して人が悪いと思わないでくださいよ。

(笑声) 心配なだけなんですからね。どんなやつが入ってくるのか。テロの組織なんか入ってきてごらん下さい。まあ、あんまり心配はないと思いますけど、由布市ではね。そのあたり考えましょうよ。

もちろん、その次にですね、この条例は他の条例より上位のものとなるのかという質問に対して、由布市の理念を挙げるから、市民皆さんの合意を得て他の条例の基本となるもんだよ。第3条に示すとおり、まちづくりの原則としてほかの条例、他の条例、規則の制定、改廃にあたり最大限尊重されるものです。ということは、最大限尊重ということは他の条例の上にあるんですよ、やっぱし。えっ、それでこの説明してるんですから、この質問された方頭に来てると思えますよ。「答えてないじゃないか、君」と言っているはずなんですけども、それは関係なく、こういう意見がありましたといって答申案がぼんと出てきて、で、その1週間後にこういうことでしたってって議会に来ますけど、議会はその議論する余地がないように仕組んでから持ってきてるようなもんなんです、これは。ここが重要です。

もっともっと精査をして、時間をかけて、ましてパブリックコメントまで設定してるんですから、つくる前にパブリックコメントを求めましょうよ。市民に公開する時間を1年なり置いて、公開をしてすぐに上程するんじゃなくて、こういう条例をつくと、せっかくホームページとか市報に載っけて出して意見を承ろうとしてるんですから、こんな期間限定せずに、最大限尊重されるような条例をもしつくりようとするれば、本当に時間かけた方がいいと思います。何が起きるかわかんない。どんな意見があって、気がつかされるかわからない。そういうことが想定できます。

もちろん、私は最大限尊重されるっちゅうことはこれやっちゃいけないと思いますしね。そうすると、条例の中で差別化が起こりますからねえ。これつくっているいろんな団体いれば、明言化していませんけれども、自治体の憲法だと、とんでもないこと言ってます。自治体の憲法つくったら、あとの条例はその下にぐっと押しやられて全部それにお伺い立てなきゃいけないんですよ。そんな位置づけをこの文言で、もちろん憲法と書いたらみんなからわっとやられるから書いてないでしょ。最大限尊重されるという表現で、憲法の位置づけを何とかこの中にねじ込もうとしてるんです。その意図が見えるんですよ。

ですから、この上位のものとなるのかという意見についてあやふやな形での回答をして、この方との議論もなく上程されて、このままにしますというふうにしてぼんと出していく。もう僕は、そのあたりが怖い部分だと感じておりますから、当然これからの総務委員会の審議にかかるとは思いますが、私の意見は否定的見解です。まだほかにもたくさん問題点はありますけれども、私自身がこの住民自治の基本姿勢というものは否定しません。ねえ、あの有名なリンカーンだって、住民による住民のための、ああ、住民による for、to、by だけ。で、自治を実現しようとしていますけど、まさにそのとおりですね。

だから、つくらなきゃいけない。しかし、他の自治体がつくってるからといってケツを追っかけるようなことで、ぼんぼんぼんをつくってしまったら、これはいつ禍根を残すかもわからない。慎重を期すべきこの条例制定なんです。先ほど言いましたように、他の条例を区別差別するわけではありませんけれども、こんだけの気迫を持って大きな規模の条例をつくろうとすれば、当然それに見合ったエネルギーを、行政も議会も供しなきゃいけませんよ。

このあたりをきちんとやっていただいて、この答申が最後の部分に、私が危惧をしていた今までの部分をきちんとわかっていらっしゃる委員の方がいらっしゃったことで、私もちょっと安心したんですけどね、これもまあ不思議なもので、1回素案が配付されて、その後、全協の場所に行ったら「訂正の案です」とって差し替えがあって、その差し替えの部分にちょうど入ってたんです。2回目、修正分というやつの中に、説明資料に、初めに答申書の全文でしようね、初めに、るるるっという、最後に

なお、策定の過程において市民の理解を深めるように取り組んできましたが、市民みずからが主役となって実現に努める条例として認知されるには不十分であったと考えています。市においては、この条例の施行に際し市民に対しさらに趣旨内容の周知を図り、意識を高めるとともに、市職員においても条例に対する認識を確かなものとし適性を実施されるよう要望します。委員さんの意見として、不十分だったと、この条例は、みずから認めてるんですよ。これがあとから来た修正の報告の中にさりげなく入っている。こんなことやられてるんですからね。あ、つばが飛んじやった。私は、だからあえてこうやって否定的な意見を述べさせてもらってるんです。十分に審議をされて、あるいはこの条例を制定するということで、行政から上程の取り下げ、あるいは委員会で第2次答申を申し入れたり、審議未了で廃案にしたり、いろんな形があるんでしょうけれども、十分に総務委員会の審議を期待するところでございます。

時間が、熱が入ってちょっと済みません、心配なものですから。都市景観条例の方に入りますが、先ほどの説明で理解できた部分は都市計画と景観法、都市計画法とで私が一番心配してたのは、例えば景観を大事にするんだけど、都市計画上、これは少しいじくらなきゃいけない、いわゆる景観を良好な方向に引っ張っていくんじゃなくて、少し我慢してもらわなきゃいけないというような事例が多々出てくると思うんです、景観と都市計画という根本的なものを比較すればですね。

その辺の矛盾点を、指標といいますか、明らかにできんのかどうか心配だったわけです。これは、さきの議会で少しね、お伺いしてるときに、あ、それは質疑じゃないよと言われて取り消した部分です。これが心配だったものですが、先ほどの説明で景観室の統合のプランが説明されましたので、ここは1つの不安はなくなりましたが、1つ注目というか、申し上げておかなきゃいけないのは産業建設部の管轄に入るんですけれども、庁内の連絡会議やさまざまな部署

との連携を図るんだということでしたけれども、そこに総合政策課が入ってないのは何ですか。市長 課長かな。（「課長じゃろう」と呼ぶ者あり）課長、何で入れなかったの。（「原案作成中です」と呼ぶ者あり）総合政策。

議長（三重野精二君） 都市景観室長。

都市景観室長（若林 純一君） 溝口議員の御質問にお答えします。

総合政策課からも職員の方に入っていていただきますので、庁内連絡会議はそのような構成になっております。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） では、委員会の構成、委嘱する人の中に県の都市計画課長と景観自然室長のお二方が入ってるんですけども、その役割はどんなものでしょうか。

議長（三重野精二君） 都市景観室長。

都市景観室長（若林 純一君） 由布市が都市計画と景観計画を進めてまいります上で、県の機関は県の都市計画課と県の景観自然室ということになります。あらかじめ、市の基本的な方針を定めるに当たり、県にかかわっていただいておりますことは後々の方針を進める上で非常に重要と思われまますので参加していただきました。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） もう、本当に詰まって教育委員会に聞けなくなりますけれども、ひとつお願いがあるんですけども、室長、推進課長も副市長も教育長も県から来ていただいております。そして、リードしていただいておりますけれども、この先、こういう形の人事というよりも、ぜひともこの由布市職員の中から能力ある方々を抜擢して、本当に手づくりの市政に邁進していただきたいと思っております。ま、これ要望です。

あと1分です。最後に教育委員会の答弁に対する私の質問ではなくてお願いになりますけれども、教育特区ももう内閣に提出せずに文科省へ、もう審議を受ければもう可能になってきました。これは私、委員長の視察報告で市長にメッセージで伝えようと思っていたんですが、これは伝わったですかね、教育特区で頑張ろうということ。（「詳しくは伝わっていません」と呼ぶ者あり）私が伝えようとしたのは、ああいうものをつくって、これから教育を充実させていったらどうかということ、それを長々と伝えたもんですから、注意も受けましたけれども、ただその前に注意を受けるべき報告をしない委員長もいたもんで、ちょっとこれはおかしいもんだなあと思ったんですけどもね。本当に、この教育特区などは、私はどぶろくをつくるよりもやるべきことじゃないかなと思っておりますので、前向きな対応をひとつお願いいたしたいと思っております。済みません。時間が切れてしまいました。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（三重野精二君） 以上で、7番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

.....
議長（三重野精二君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開は13時とします。

午後0時15分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、10番、太田正美君の質問を許します。太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 10番、太田です。質問に先立ちまして、私情を少し述べさせていただきます。

先月、2月16日にお亡くなりになりました同僚立川剛志議員の、由布市発足以来、議会のたびに同じ車でこの挟間庁舎に通っておりました。同じ常任委員会でも所属しておりまして、たび重なる調査・研究の旅行にも御一緒しながら議論を深めたところでもあります。それが、今回の議会からその姿がないということは非常に悲しく残念に思いますとともに、立川議員の無念を胸に、さらに由布市の発展に微力ながら尽くしてまいろうと心新たにしております。立川議員の冥福を祈りますとともに、我々議員一同も心新たにまた議員活動に務めたいと思います。

それと、先ほど同僚議員が少し質問の中でどぶろくのことを申し述べておりましたので、去年の3月議会におきまして由布市がどぶろく特区の申請をとっていただきました。そして、ちょうどこの1年後のことしの3月に由布市において第1号のどぶろく特区の認定許可が出まして、いよいよ由布市でもどぶろくの生産が始まりました。これはまあ、湯布院地域で始まっておるんですが、これが1つのまた起爆剤となって観光経済の発展につながることを祈念したいと思います。

なおまた、今月の6日には初めてのどぶろくの試飲会が開催されますので、お手すきの方はどうぞ御参加いただきたいと思います。

それでは、事前の通告に沿って質問を始めたいと思います。まず、初めに安心・安全なまちづくりについてで御質問いたします。

1点目、大規模災害時における安全確保に関して、昨今の地球温暖化やその他自然環境の悪化に伴う台風、大雨や再三にわたって取り沙汰されている大地震またその他の要因による大規模災害が発生した際に、自力で自主非難が困難と思われる高齢者や身体障害を持つ災害弱者の方は、人命にかかわる非常に切迫した状況に立たされる可能性があります。そういった場合に、実際現場で避難誘導、救助を行う可能性のある消防署及び消防団、または市職員がこれらの方の情報を共有し、いち早く救助活動が行われる環境を整備する必要があると考えます。

そこで、こういった有事に備えて災害の緊急救助者リストの作成をすることに関しまして、市

はどのように考えているか質問いたします。

2点目、交流人口に対する取り組みに関して、年間400万人と言われている交流人口がある湯布院地域では、多数の交流人口を抱える地区ならではの問題が発生する恐れがあります。そこで、防犯、治安、救急対応について市はどのような取り組みが必要と考えて、またそれを実行しているでしょうか。

昨今の湯布院地域における外国人観光客の増加に伴っての地域住民の安全面の問題点、文化差異による問題点等の実態を市は把握しているでしょうか。そして、今後起こる可能性がある問題に関しまして、市はどのような対策を考えているでしょうか。

3点目、市の情報管理体制について、中国産のギョーザから農薬が検出され、大規模な食害が発生したことは記憶に新しいことですが、そのほかにも鳥インフルエンザのウイルスの流行や、それに起因する大規模な災害といった健康被害が予想される事態が起こった場合、迅速かつ正確な情報の判断と適切な情報開示が被害の拡大や風評被害等の関連問題、そして市民の安心・安全のためには不可欠だと考えます。

そういった今後起こりうるさまざまな事態を想定し、被害を最小限に抑制するためには、市の情報管理体制を適切な形に整えておく必要があるのではないのでしょうか。また、そういった情報の判断、開示体制づくりの第1歩を市はどういうふうに考えているか質問いたします。

次に、由布市の指定管理者制度について、これまで指定管理となった施設の現行での管理運営状況はどうなっているのか、その管理運営状況を踏まえた上で指定管理施設の地域貢献度をどのように評価しているのでしょうか。また、各施設の地域貢献の形について見直しの要る施設があるのではないのでしょうか。また、今後、指定管理に予定する施設に関して、その管理の方法と予定を市はどのように考えているか、それぞれお答えをお願いいたします。

この席で再質問をさせていただきます。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、10番、太田正美議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の安心・安全なまちづくりについての御質問の大規模災害時における安全確保についてでございますが、台風や地震等による自然災害が発生した際に、自力で自主避難が困難と思われる高齢者や身体に障害を持たれる災害弱者に関して、消防署など関係機関がその情報を共有する要援護者リストの作成についてであります。

昨年の7月に健康増進課等関係する部署での会議を開催し、検討いたしましたが、個人情報の保護もあり結論は出ておりません。引き続き、協議を行ってまいりたいと思います。

なお、リスト作成については、災害に備え、情報の必要な第三者への情報提供も予想されますので、同意方式が適当ではないかと考えております。また、情報の収集、共有の方法、情報の管

理も含めて関係機関とも協議する中で検討をしてみたいと思います。

次に、交流人口に対する取り組みについてですが、年間多くの交流人口のある湯布院地域の防犯、治安、救急の対応について、市の取り組みは行われているのかということでございますけれども、昨年台風5号で被害のありました湯布院地域におきまして、地域住民の安全はもとより、観光客の災害時の対応について警察、消防署、市と協議を行ったところであります。その中で、外国人観光客の言葉の問題、宿泊者の夜間の対応、日中の伝達方法等について問題点が出されました。こうした意見を踏まえて、今後も引き続き協議を重ね検討をしてみたいと考えております。

また、外国人観光客と地域とのかかわりについて、地域住民の安全面や文化差異による問題点の実態を把握しているのか。また、今後起こりうる問題と対応策を市はどのように考えているのかということでございますけれども、由布市を訪れる外国人観光客はアジア地域からの観光客が最も多く約8万人、その大半を韓国で占めております。次に、ヨーロッパ、そして北アメリカと続き、由布院温泉を中心に年間約9万人が訪れ、約2万人が宿泊、約7万人が日帰りでございます。

別府を初め福岡等に宿泊し、大型バスで湯布院を訪れ、1ないし2時間程度滞在し次の観光地へと移動しているのが大勢であります。大型バスでの乗り入れは、交通渋滞、トイレの問題等々さまざまな問題が指摘されてることも承知をいたしております。議員御質問の地域住民の安全面、文化差異による問題、今後起こり得る問題と対策についてであります。世界中で人やモノ等のグローバルな交流が急速に展開する中で、由布市を訪れる観光客も年々増加傾向にあります。グローバル化に対応できる正しい認識を持ち、地域住民がさまざまな国の人々の文化や価値観の違いを正しく認識し、かつ尊重しながら相互理解を深めていくことが重要であると考えております。

市民の安全や安心面の対策につきましても、的確に対応できるよう関係機関と連携をとりながら対応をしてみたいと思います。

次に、市の情報管理体制についてでございますが、議員御指摘のとおり今後さまざまな災害、被害等が想定されますが、発生した場合、早く情報収集に努め対策を講じることが市民の安心・安全確保のために必要であると考えております。

もし、自然災害が発生した場合には、防災計画に沿って災害対策本部を設置し対応したいと思います。また、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、インフルエンザ防疫対策本部を農政課に、ウイルス等人的被害が発生した場合には健康危機管理対策本部を健康増進課で設置し対応していくようにしております。なお、必要に応じて関係機関との情報を密にして、連携を図ってみたいと考えております。

次に2点目の由布市の指定管理者制度についての、まず、指定管理となった施設の管理運営状況はどうかという御質問にお答えをいたします。指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に係る

事業報告書を市に提出するようになっており、この事業報告書に基づき、担当部局でその内容や管理状況を精査検討をいたしております。

現在、各施設ともに民間のノウハウを生かしながら施設の設置目的に沿った適正な管理運営がなされていると判断をしております。

次に、施設の地域貢献をどのように評価しているのか、またその形について見直しが必要な施設はないのかということですが、市の所有する公の施設はいずれもそれぞれの設置目的ごとに住民の利用に供し、住民の福祉の増進を図るために設置された施設であり、その設置目的が十分に発揮できるよう適正に管理運営することが地域に貢献することにつながると考えております。

また、その運営上で生じる雇用や仕入れなどにつきましても、極力地元の資源を活用するよう指導してまいりたいと考えております。

また、見直しにつきましては、指定管理者制度の導入如何を問わず、常に検証、見直しを行わねばならないと考えておりますが、指定管理者制度では指定期間が定められておりますので、この期間内においては、協定書に定められた範囲内で指導をし改善を求めていきたいと考えております。

次に、今後の指定管理の方針と予定をどのように考えてるかということですが、今後とも行政運営を行う上で、民間ノウハウの活用は大変重要なものであると考えております。そうしたことから、今後の公の施設の管理運営につきましては、行財政改革実施計画に基づきまして指定管理者制度の導入や民営化など民間活力の導入を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、20年度末で指定管理者の指定期間が終了する施設が4施設ございます。この施設につきましては、現在これまでの管理運営状況を踏まえた上で、今後の管理運営方針を検討をしているところでございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 先ほどの市長の答弁の中でもありましたが、個人情報の保護に関する取り組みに関しましては、市民にとっても非常に密着した問題でありますし、慎重な姿勢が必要と考えはよくわかります。

しかしながら、個人情報のあり方としましては、個人情報を本人以外に全く知らせないことを促すのではなく、適切な管理下において、その情報を必要ところで活用するということが必要なんではないか。例えば、今回の質問の中で災害時における命が大事なのか、個人情報が大事なのかという1つの判断に立たされたときに、その情報を消防署、消防団等、また地区の役員等が

知ること、並びに先ほど溝口議員が質問していたように、独居老人などの情報というのは非常に命にかかわる緊急な問題を有していることに関しては必要なのではないかとと思いますが、市長はいかがお考えですか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさに、議員おっしゃるとおりであります。

その中で、情報が提供されなければ全然わからないというなのは数は少ないんでありまして、民生委員さんとか自治委員さんとか、そういう老人会の皆さん方がほぼそういう地域では情報が収集できてるわけでありましてけれども、過密住宅地の、特にアパートだとか、そういうところではなかなか情報収集が個人の権利と相まって難しい点がある地域もあります。

そういうところでは、情報収集を今後本人の申し出とか、そういういろんな状況の中で収集してまいるような形で今検討を進めているところであります。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） では、簡単に災害時緊急救助者リストを作成する意思があるかどうか、それだけ、あるかないかお答えください。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） いや、まあ、それはできるだけつくりたいと思います。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 災害はいつ発生するか自然の予測はつきません。

ですからやはり、こういう速やかなリスト作成を早急につくっていただきたいんですが、その時間的な目安等をお持ちでしょうか。いつごろまでにそれをつくるか。

議長（三重野精二君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 10番、太田議員の質問にお答えします。

今のリストの関係なんですが、一応、目的的にはいつ、今ここでは申し上げられませんが、ここ1、2年で完成さすってというような考え方では今のところあります。

議員（10番 太田 正美君） それをつくるためには、当然その前段階として作成委員会等が、つくらなければならないと思いますが、そこをつくる考えはありますか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今、課長、1、2年と言いましたけども、それは緊急を要する場合で、そんな悠長なことは考えられないであります。

だから、今現状でできるところはもう現状でそのまま最大限の作成をしまいたいと思えますし、今後亡くなったり新しく入られてこられたとか、いろんなこと、情報を集中的に集めながらリストは常に整備していく必要があるというふうに考えております。

そういう消防とか、いろんな検討機関を入れながらつくっていく必要があるというふうに思っています。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） それで、リストができた場合、その活用方法として、どのような範囲でそれを活用しようと市長としてはお考えでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この前の湯布院の鳥越の水害を見てみるとわかるんですけども、ああいう突発的な大災害が起こると。

今回は人的な被害はございませんでしたけれども、そういう状況が起こったときには本当に、年寄りと、高齢者とかいう個人情報以上に地域住民のすべてを避難させるというような状況も発生してこようかと思えます。そういう地域の避難体制だとか、その中で孤立している年寄りとか、そういうものについては各地域消防団分団等々で十分把握するようには指導しておりますし、現在その努力もしております。

災害時には、そういうところを優先的に救助する活動で取り組んでいるところであります。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 今回の20年度の一般会計予算で防災ハザードマップを作成するようになっておりますが、これとの活用を市長はどのように考えておいででしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） ハザードマップは、本当に、我々が知るだけじゃなくて、一番知っておかなくちゃならないのは地域住民の皆さんだと思います。

そして、地域住民の皆さん方がこういう災害のときはどうすると、そして我々自治区としてはこのようにするんだという一つの方針をそのマップを利用してつくっていただくと。その方向に沿って、消防団等々あるいは分団、そして本部という形で救助体制を整えておくべきであるというふうに思いますし、その方向で今消防団の方も協議をしておりますし、特に危険なところについては自治委員会を通じながら地域住民の皆さんと話し合いをしてもらっているところであります。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） これらのことは安心・安全なまちづくりを行う上で欠かすことのできない大切な要件だと思いますので、迅速かつ前向きな対応をよろしくお願いします。

次に、交流人口に対する取り組みですが、先ほどの答弁でも実際にトラブルが起こった際の対応策が明示されておられません。そういう対応策というか、対応する機関がないんじゃないかと。例えば、言葉の問題とか、特に今見られる韓国からの観光客の大多数がツアー客であります。団

体さんでバスでどっと来るということで、一番トラブルになっているのがトイレ等の問題で、体調を壊された方なんか、いわゆる公衆トイレがわからないまま民間の、日本ですので、比較的昼間は施錠してない家なんかがありますので、そういう家に飛び込んで、人がいないでも勝手にトイレをするというような事例もまたあっております。

そのこともまた、今はそれはトイレですけど、それが盗難とかいろんな事件が発生する可能性があるんじゃないか。それはなぜかという、やっぱり言葉の問題が一番通じないという問題もありますので、そういう既存の機関でなければ、新しいそういうことに対応する機関なり、何かお考えをお持ちでしょうかお尋ねします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この言葉の問題っていうのは、私一番心配して、また相談も受けましたけれども、特に医者さんですね、夜中に救急患者として外国人が来られると、どこが痛いのかもわからない。その辺が痛いけど、どういう症状かもわからないで、言葉が通じない。そういうことで、市長、何とかそういう人たちのストックといいますか、外国人に対する通訳ができる方のリストをつくっておいて、そして医者としても夜中に対応してもらうときは電話で聞いてもらって、その様子をこちらが受けてまた治療をすうというような形をつくりたいということで、これは大事なことだというふうに思いました。

また、特に湯布院地域の中の観光地域においては言葉が、といいますか、言葉も大事ですし、それに対する案内板もハングル文字が書くのが景観に対してどうかということも考えておりますし、そういう総合的なことも考えて、今これから検討していかなくちゃいけないという課題で私自身とらえているところであります。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） もう別府市では既に何十年も前からSOSという、外国人観光客に対してSOSということでそういう機関を開設しておりますし、もうそういう外に向けての、国がインバウンドを推奨してから、いち早くやはりそういう取り組みを隣の別府市ではされております。

そういう点では、一歩おくられているというか、しかしながら、これから先やはり日本人の交流人口が減る中で、やはり由布市としてはそういうグローバルな世界に向けての対応ができるような体制づくり、また、そのためのいろんな機関のづくり、また、1つは教育にかかわる英語教育なり中国語、韓国語等の、そういう、まあ学校がしろと言うわけじゃないんですけど、公民館等でそういう外国語のできる先生を講師に、そういう子供たちなり一般の方々でも会話程度のできるような仕組みづくりは、お金をかけなくても公民館活動の中で生涯学習活動の中でもできるんじゃないかと思うんですが、教育長、いかがですか。

議長（三重野精二君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） お答えをいたします。

国際化社会を迎えまして、グローバル化の中でそういった講座希望者があれば開設することも必要であると考えております。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） ゴールデンウィークとか夏休みとか、大学は休みのときに、今APU等の大学ではいわゆる留学生というか、方が随分おられます。そういう方の中には、いわゆる外国の方がおるわけですから当然自国語を話すわけですからね。そういう方が通訳のできる方を募集することによって、そういう問題がとりあえずはいち早く道筋は少しは立つんではないかと思うんですが、市長、いかがですか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今、議員の考えられていることと私も考えていると同じことで、APUの大学をいろんな形で利用していきたいし、そういう通訳をできる人をストックしておくことを考えております。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 先ほどの答弁の中で、あんまり具体性的なことはなかったんですが、早急に実態調査をして、それに対する、例えばパンフレットの強化とか看板の設置、民間の協力要請等をといった形で具体的な対処法を早急にやっぱりやっていただきたい。

そして、今来られている方が、やはり由布市に来たけどもまたツアーではなく個人としてまた行きたいというような対応、もてなしができるような体制をいち早く行政としても取り組んでいただきたいと思います。

そういうような意味で、新しい何かそういう文化交流に関する何か機関を設置するお考えはありますか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今までそういうことを余り考えてなかったんで、ちょっとこれからも考えてみたいと思います。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 市長は、市長になられてからも公約的に湯布院の観光と庄内、挾間の農業の融合ということを訴えておりますので、ぜひとも、そういう意味でもぜひ考えていただきたいと思います。

次に、市の情報管理体制についてですが、緊急救助者リストでも出ましたけど、情報は急速に重要性を帯びております。例えば、個人情報に関しましても情報自体が個人の財産と認知され、

それゆえに個人の情報の流出等の問題が実際に発生しております。以前では考えられないほどの被害を生んでおります、現実には。

具体的には、電話番号等が流出すればやっぱりオレオレ詐欺、振り込め詐欺とか、そういうのが発生しますし、メールアドレスがやっぱり流出すれば架空請求や迷惑メールが発生します。住所にいたっては、郵便による架空発注詐欺や架空貸付詐欺、またストーカー被害等も起こっております。こういった甚大な被害に発展する可能性がありますし、行政におきましても住民情報の流出また市民に多大な損害が発生します。行政上の信用力も大幅に低下いたします。最悪のケースが考えられます。

また、個人情報以外にも、正確な情報が得られないことによって、実際には被害と因果関係のない農作物や産品被害が、風評被害等を受けたりすることもあります。本来、早期規制されるべき商品が広域にわたって流通し、健康被害等をもたらしたり、また先日の江藤議員の質問にありましたように、鳥インフルエンザからまた人インフルエンザに移行するような情報開示の問題も多分に起こってくると思います。

こういったことをあまねく見るだけではなく、早急な、想定外とよく行政で言われてますけれども、もう今既にそういうことが想定内に入っている事案がいっぱいあるのではないかと。そういったときの取り組みをどうするのか。そういう可能性について市としてはどういうふうな取り組みをしようと考えているのかお尋ねします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） こういう高病原性鳥インフルエンザとかそういうものの発生、あるいは0 1 1 1とか、そういうような発生については先ほど申し述べましたように、それぞれの市で対策本部を担当課を中心にして、私が本部長となつてつくって行って対処していくわけですが、基本的にはこれは県の防疫体制に乗ったその指導を受けて、市がそれを県と一緒にやるという形がとられております。

市でこの対策に対して単独にどうするというようなことはできないわけでありまして、県の指導を受けて、あるいは鳥インフルエンザであれば周囲30キロを流通禁止だとか、そういう形も県の指導に沿ってやるわけでありまして、私ども市としてはそういう対策にすぐに対応できるような対策をできる本部をつくること。そしてまた、それが市民に広がらないような形で、広報等々を十分な連絡をとることが私どもの務めだというふうに認識しております。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 今、由布市では情報管理をどこが一元的に管理しておりますか。何課が……。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 何か私、私が答えて悪いんですけども、これは病気によって情報管理のところが違うわけですね。

で、本部長である私が一番ですからそうなるわけでありませけれども、農政課で情報管理をする、あるいは健康増進課で管理をすると、そういう形になるかと思えます。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） それでは、その情報管理マニュアルまた情報モラルという点での教育とか、そういう一環することに対する所管課はどこですか。（発言する者あり）済みません。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 情報管理マニュアルがありますか。（「それぞれあると思うよ」「福祉か総合政策課長が答えんと悪いわ」と呼ぶ者あり）いいです。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） まあ、答えられない状態というのがよくわかります。つまり、それだけ情報管理に関する取り組みがある意味ではおくれてるのではないかというふうに思いますし、特に今年度の予算の中でも豊の国ハイパーネット協議会というところに70万6,000円の委託金を払っておりますが、そういうところに丸投げしてるのではないかと思いますし、もう少しその辺の情報管理に、災害だけではなく、例えば住基ネットのやっぱり外部からの攻撃等も考えられるわけですから、そういうITネットに対しても十分職員それぞれが認識なりモラルを持たないと、例えば仕事が遅くなってやりこなせないから、仕事の続きを持って帰って自分のパソコンですということ、それで本人としてはそれほど悪意もないわけですが、結果的にはそういうことに対して個人情報等が流出する事案がもう既に幾らでもあります。そのことによって、現実に被害をこうむっている個人はあるわけですね。私のちょっと調べた資料では、焼津市の中に情報管理課というのがちゃんと課としてあります。そういう取り組みをちゃんとやっばしてる場所もあります。ぜひ研究していただきたいと思えます。

なかなか難しい問題かもしれませんが、これも緊急の課題であると思えますので、早急な取り組みをお願いします。

それらのことのやっぱり一番どこかが、どこの課がするとかじゃなくて、一番、一つは重要なのはその情報の質だと思えますよ。例えば危険レベル別の情報とか、市民の個人情報に関するマニュアルとか、各部署の一環した危機管理マニュアル等をやはり早くつくらないと、こういうものにやっぱり対応できない、またそれを市民に公表することで1つのまた市民の安心・安全が得られるのではないかと思います。その基盤づくりを早急にやっていただきたいと思えます。その点でいかがですか、市長。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 議員おっしゃられるのと私が考えるのとちょっと若干違うんですけども、例えば〇 1 1 1の情報管理というのは、これを危機管理室が全部掌握してやるということにはならないんですね。やっぱりそれは健康増進課がしっかり管理をして責任を持ってやる。そこで対策本部をつくってやるということで、その本部で管理をしっかりとやると。あるいは、鳥インフルエンザであれば農政課でしっかりその対策本部をつくって管理をします。それを全部1カ所に集めて管理するといような体制ではないと私は考えております。

だから、住基ネットの管理についてもその担当課が十分管理をしていくと、市民課と。それから、そういう公務員としての服務規律といいますか、そういう守秘義務というのは当然のことです。ありますから、これは当然指導いたしますけれども、そういう特別な対策本部の情報管理というのは担当課でしっかりとやるように仕組んでおります。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） まあ、市長が言われたことわかるんですが、それは情報のレベルによると思うんですよ。だから、鳥インフルエンザがいつ人インフルエンザにかかった場合には、とても農政課ではもう対応できない。その辺の判断をどういうふうにしていくのかと。例えば〇 1 1 1が〇 1 5 7だった場合に、また対応策としては全然かわってくると思うんです。

そういう危険レベルに応じて情報の管理が必要になるんじゃないか。とても1つの担当課だけで対応できない、状況が変化してくる。その辺のことを想定しないと、いわゆるシミュレーションしてそのための対応策を当然考えとかなないと、今防衛省のイージス艦の問題でもそうですけど、ああいう事態が起こったときに、あとでどうだこうだと言われてもやはり対応できない。やはり常にそういうことが、常にやっぱり危機意識を持ってある程度想定していかないと、後で想定外のことですとどうでしたという言い訳をされても、やっぱり市民としては安心できない。

その辺の考え方を、もうちょっと市長としても踏み込んだ考えを持っていただきたいという質問であります。いかがですか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） ありがとうございます。まさにそのとおりでありますけれども、例えばそういう一つの事象は次に発展していくという、そういう状況のことにつきましても、早急にやっぱり対策本部の中で次の段階を考えていく。

また、県の方と十分な協議をする中で対応していくという形はもうできておりますから、その方向に移行しながら、今まで鳥インフルエンザだから、こればっかししかやらないということではなくて、次に発展すれば次の段階をやっていけるような体制は十分つくってるつもりであります。今議員おっしゃられるように再度確認をして体制を整えてまいりたいと思います。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） それで、これはあくまでも想定してます。で、きのう、先日の江藤議員の質問の中で、パンデムエックスという言葉が使われてましたけど、これが例えば東アジアのどこかで起こった場合に、今みたいに交流人口がこれだけ多いと、どこかでやっぱりそういうものも規制をかけなきゃいけない時期もあると思うんですよね。そういったときにはやはり、担当課ではとてもじゃないけど対応できない。それは国レベルのことも含めてなんでしょうけど、ぜひ頭のどこかにそれは置いておいていただきたいと思いますし、そういうことを市長だけが考えててもしょうがないので、そういう危機管理に関する横断的な研究、シミュレーションをする委員会なりをつくっていただきたいと思います。

以上で、危機管理に関する質問を終わります。

次に、指定管理者についてですが、先ほど指定管理の設置目的に沿って適正な管理が運営されてると報告があったんですが、1つはもう設置目的を完了ちゅうか、済んでいる施設も中にはあるんじゃないか。これから先、もう何年も何年もただ指定管理者だけに出すのではなくて、廃止なり売却なり、そういうことも1つは考えられるんじゃないかと思うんですが、市長いかがですか。

議長（三重野精二君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 10番、太田議員の御質問にお答えします。

現在、指定管理に出してる施設が43施設ありますけども、議員御指摘のとおり、この指定期間が終了した際には、今後の管理運営方針、設置目的等を含めて検討すべき施設があるというふうに認識しております。ただ、指定期間というものがございますので、それが終了するまでにはどうするかという検討を、先ほど市長も答弁しましたけども、現在検討しているところでございます。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） それは、どのような、いつごろの時期に公表できるものですか。

議長（三重野精二君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 今ある施設についての一定の管理方針というのは、行革プランでお示しをしておるとおりでございます。

ですから、それに変更するということになれば、またその決まった時点で市民の皆さんにも公表するようになると思います。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） それぞれの指定管理者から事業報告書が出てるんですが、既にこの指定期間をそろそろ満了する4つの施設の事業報告書を市長はごらんになったことがありま

すか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まだ見ておりません。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） やはり、市のトップですので、こういうものは絶対見て、それなりに次の指定管理にかかわる重要な中身がそこにあると思うんです。担当課から聞くだけではなくて、自分の目でそれをしっかり精査していただきたい。私どももそうですけど、やっぱり自分の会社のどこが病んで、どこが元気がいいんだということやっぱりしっかりと把握した上で、行政運営にあたっていただきたいと思います。

それと次に、地域貢献ということを質問したわけですけど、指定管理者と市の双方にメリットのある関係、政策局長もそうですけど、その辺の考え方をどのようにお持ちでしょうかお伺いします。どっちでもいいです。

議長（三重野精二君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 10番議員にお答えいたします。

施設によっては、収益が見込める施設もございます。そういったことで、民間のノウハウといえますか、民間の知恵を生かして、今まで公でやってたものを民間の方々がやることにより、さらに経営がうまくいって利益が上がるというようなことも地域貢献につながるものと思っておりますし、それは指定管理者制度の協定書の中でうたわれた範囲内でやっていくものというふうに認識しております。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 指定管理者がうまくいって、利益が出てるというようなことではありますが、そのことがゆくゆくは市の方の税収なり収入として考える仕組みというか、そういうものをぜひ具体的に考えていただきたいと思っておりますし、地域の物産を市長が由布市の観光と庄内の農業、挟間の商業と融合させるということはあるんですけども、まだまだ取り組みが足りない。

で、実際私も庄内の農家の方なんか少し話を聞いただけで、もうどういうふうに自分たちが生産した物を農協以外のところで売ったらいいかわからないと。そういうことを聞くこともありますので、そういう一つの場としての公のそういうマーケットなりを考えてみる必要があるんじゃないかと思うんですが、具体的なそういう構想をお持ちではないでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういう話も民間の間では出ているようでありますけれども、私自身、それをやったときに既存のそういうところがやっぱり非常に窮屈になる部分もあるとか、そ

うこともいろいろ今考慮をしているところでありまして、今のところ固まっていないのが状況です。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 今、指定管理者はそれぞれの担当課がばらばらの設置条例に基づいて管理しているわけですが、これから先、ある程度軌道に乗ったとしたときに、これをある部分では、大まかに2つか3つぐらいのところに一元管理をするようなことができないのか、局長、お尋ねします。

議長（三重野精二君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 10番議員にお答えします。

それぞれの施設につきまして、それぞれに設置目的があって、それに基づいて管理運営をするわけですので、やはりその設置目的に沿った担当部局が所管するのが正しい管理運営方式ではないかと思えます。

ただ、議員御指摘のように、それぞれ指定管理という同じ制度で運営している以上、情報の共有化といいますか、そういった連絡体制は整える必要があるのではないかと考えております。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） ばらばらの担当課で管理してても構わない部分もありますが、中身に関してはやはり一貫性のある設置管理契約書なりを結んでいただきたい。やっぱり早く指定管理に出したところと、遅く管理に出したところとの管理状況が余りにも不公平を生じてる部分もありますし、その辺の見直しもぜひともやっていただきたいと思いますが、局長、いかがですか。

議長（三重野精二君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 10番議員にお答えします。

由布市になりまして、指定管理につきましては事務処理要綱というものを定めまして、それに基づいて各担当部局で手続き、さらに協定書の締結等を行っているところでございますので、その点は今後とも周知徹底をして、設置目的が違いますけども、同じ手続きは手続きとして統一できるものは統一して今後とも活用していきたいというふうに考えております。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） これは、もう1個は違うんですけど、設置目的を大幅に見直す必要のある指定管理施設があるかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。ある指定目的をかえるというか.....。

議長（三重野精二君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 設置目的をかえるというよりも、その目的が達成して、もう

行政がやる必要がなくなっているのではないかと思われる施設等はあると考えております。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 行財政改革だけの観点からではなく、またそれも大変重要なこととありますが、地域貢献をその施設はどういうふうこれから先果たしていくのかというような観点も十分考慮されまして、検討をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三重野精二君） 以上で、10番、太田正美君の一般質問を終わります。

.....
議長（三重野精二君） ここで暫時休憩します。

再開は、14時5分とします。

午後1時53分休憩

.....
午後2時05分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、9番、淵野けさ子さんの質問を許します。淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） お疲れさまでございます。9番、淵野けさ子です。議長の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

その前に一言、2月16日にお亡くなりになられました故立川議員に心からお悔やみと御冥福をお祈り申し上げます。本当に、いつも穏やかな、にこにこ笑顔の立川議員でした。農業政策を熱く語っておられた姿が目には浮かんできます。志半ばで病に倒れ、本当に無念であつたらうと思います。本当に悔やまれてなりません。立川議員が身を通して、私たち議員やここにおられる皆様にさまざまなメッセージをくださったものと受けとめ、今後は亡き立川議員の分まで由布市発展のため市民に尽くしぬいていくことをお誓いし、今後の決意にしたいと思います。

さて、本題に入りたいと思います。早いもので、合併して3回目の春を迎える由布市です。新市スタートと同時に、市の総合計画の策定や行財政改革の実施、そして3町の融和、協働、発展と不断の努力があり、そして現在を迎えていると思います。今日に至るまでの市長並びに行政の方々、皆様、議員も同じでございますけども、御苦労には敬意を表したいと思います。

20年度の予算編成には、少子化対策の一環としての施策が織り込まれておりますが、まず、由布市らしい子育て対策をよりきめ細かに進める環境づくりが大切であるとの考えから、子育て支援課の設置は市長の誠意と熱意を感じます。

また、先ほどの同僚議員も言いましたが、ひとり暮らしの高齢者が亡くなり発見されるという痛ましいこともありました。早速、高齢者見守り事業として経験豊富な貴重な存在である老人

クラブの方々に委託し、見守りを願いますということは、さらに地域のコミュニケーションがより強くなり、熟成し、安心して暮らせる由布市になればいいなというふうに思っております。

さて、私の質問は4項目ですが、先日から きょうもそうなんです、同僚議員との趣旨が同じで重複している点があるかと思いますが、それぞれの方の答弁を参考にしながら少しまた違う角度から質問できたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、後期高齢者医療制度のわかりやすい説明を該当者にとということで、ことしの4月から制度がスタートいたします。該当者に対してどのようにわかりやすく丁寧に説明をしていかれるのかということです。老人保健法による現行制度から高齢者の医療の確保に関する法律により、後期高齢者医療制度が始まります。対象者は、75歳以上の国保加入者と75歳以上の被用者保険、要するに国保以外の会社等の保険の被保険者とその被扶養者、それから一定の障害これも寝たきりも含まれますが ある65歳以上の方たちが対象です。

由布市では、先日の答弁の中では5,331名とお聞きいたしました、運営主体は大分県高齢者医療広域連合になります。保険料の徴収や窓口業務、各種届出の受け付け等は市町村で行います。そして、保険証は1人に1枚交付されます。恐らく3月の中旬以降には配付されると思います。保険料は、均等割額と所得割額との合計額となりますが、所得の少ない人については、世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減がなされます。このような仕組みの新制度は高齢者の方、独り暮らしの方にはなかなか専門用語、行政用語は難しく、非常に不安を感じている方もおられます。年金から自分はどれぐらいの金額が差し引かれるのだろうかなど、そもそもなぜそういうふうになったのとの話の入口のところから説明をしなければなかなか理解が難しいと思います。

制度の中でも私自身もわかりずらくお聞きしたいこともあります。例えば、一定の障害のある人は脱退もできるとありますが、そうなればどのような状態、事情がある場合に、脱退した方が得なのかとか、また老人保健法での健診なんです、今後健診はどのようになるのかなど、また4月から9月までの半年間は保険料の凍結で負担がありませんが、これもすべての方に対してと勘違いをされてる方もおられます。

実際は被用者保険の被扶養者のみだと思います。被用者保険というのは、国保以外の会社などの保険の方ですね。一番ここがポイントなのですが、今まで会社の保険、被用者保険のその被扶養者としてこれまで保険料を負担していなかった人が、この4月からはお一人お一人に負担がかかるということです。この方たちは激変緩和措置が適用されて2年間は均等割額が、5割、2分の1ですね。軽減され、そして所得割額は課せられません。

4月から9月までの半年間は特例措置として保険料の負担はありません。そして10月から3月までの半年間は保険料は均等割額、要するに年の保険額4万7,100円の2分の1は2万

3,550円になりますから、これの9割軽減、1割負担になりますので、2,300円になります。

このように私たちも非常にわかりづらい専門用語と制度で説明をするのに苦労しておりますが、お一人お一人の生活環境も状態も違いますので、丁寧に説明をして上げなければいけません。そこで行政としてどのようにきめ細かに説明をされるのでしょうか。また、その機会は与えられるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

次に、先ほど太田議員も質問をされておりましたが、災害時に要援護者の支援対策の取り組みです。災害時にみずからの身を守ることが困難である高齢者や障害者、要援護者を適切に非難させる体制を整備することが、喫緊の課題として自治体に求められております。2007年3月の能登半島地震で震度6強を観測した石川県輪島市は、死者1名、重傷者46名、全半壊した建物は1,599に上るなど、大きな被害に遭いました。

その中で65歳以上が約半数という市内、でも特に高齢化が進んでいた門前町地区では、死者、行方不明者ともにゼロで、地震発生から数時間後にはすべての高齢者の安否確認がとれておりました。それは日ごろから行政と民生委員が協力し、要援護者の情報を把握しているためであります。寝たきりの方は桃色、独り暮らしは黄色といったぐあいに色分けをし、書き込んだ独自のマップが役立ったのです。

一方、同年7月に起きた新潟中越沖地震では、地元の柏崎市が要援護者の名簿を作成をしていましたが、個人情報の取り扱いに慎重だったことなどから、地元との情報共有が不十分で迅速な安否確認に活用されなかったとのことでした。

平成18年3月には、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示され、具体的な避難支援計画の策定等の取り組みを市町村に要請しております。

平成19年3月31日現在の市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況、調査結果が消防庁より公表されました。このアンケート調査には全国1,827団体が対応しておりますが、由布市は対応されたのかどうかお伺いいたします。

そしてまた平常時から情報の収集、共有の方法としてどのような方式でと決めておられるのか、そして平常時から福祉関係部局と防災関係部局で検討委員会など定期的な協議の場を設置しているのかどうかなどをお伺いしたいと思います。

次に3つ目、鳥獣被害防止特措法のことについて質問いたします。

野生鳥獣による農作物への被害を防ぐための鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣被害防止特措法が今年の臨時国会で成立いたしました。

先日の江藤議員の質問にもございましたが、近年野生鳥獣の生息分布の拡大や生息数の急激な増加に伴い、農産漁村では鳥獣による被害が深刻化、そして広域化するとともに、人身被害も発

生するなど住民の暮らしが脅かされているような状況にあります。過疎化や高齢化の進展と相まって、耕作放棄や集落の崩壊等に影響を及ぼすなど深刻な問題となっております。

由布市も同僚議員の質問にもありましたように、身近にこのシカの交流が盛んに行われているさまをお聞きしとても実感として伝わってきました。こうした状況を踏まえ、もちろん捕獲や駆除だけではなく、生息環境の整備や保全といった視点も取り入れて、地域の実態に即した抜本的な対策と強化が図られるように法律の制定となりました。

目標としては、被害現場において被害実態に即した主体的な対策が実施できるよう市町村と地域による鳥獣害防止総合計画の策定を推進して、計画を策定した地域等においては、個体数調整や被害防除、生息環境、管理の取り組みなど含めた総合的な支援をするということであります。

国としても新規に28億円の予算が計上されておりますが、県としても注目をされておられます。法が施行されたばかりなどで直ちにできるというのは難しいと思いますが、県の動向や隣接の市町村の動向も見ながら由布市としても出してくれることなく対応を要望したいと思います。由布市としての取り組みをお伺いいたします。

最後に、由布市の中小企業に対しての制度資金制度が必要ではないのかという質問です。このことも先ほどより高橋議員から商工会の問題や中小企業の問題に具体的に質問がありました。原油や原材料価格の高騰、また進まない価格転化や下請け価格の低迷など、中小企業取り巻く経済情勢は以前と厳しい状況が続いております。

中小企業に対しての取り組みを同僚議員がされましたが、地域の活性化に直結する中小規模企業の元気回復こそ格差を是正し、景気回復を本格化させ、生活者お一人お一人にその実感をもたらすものと思います。

そこでこれは提案させていただきますが、過日、中小企業の方々との勉強会、懇談会の場を与えていただき参加することができました。県の担当幹部職員の方、信用保証協会の所長さんなどの講演も承りました。その中で大分県は中小企業向け制度資金の制度があり、さらに県内の数多くの市にも同じ制度があり、中小企業の方に利用してもらっているとのことです。なぜか合併した市だけがまだこの制度に取り組みされておられません。由布市ももちろんありませんでした。人口の少ない豊後高田市や杵築市、津久見市などもこの制度があります。

先日の市長の答弁では、由布市として総合的に市民の要望に答えると言われておりました。そこで提案させていただきますが、由布市はほとんどが中小企業です。この制度が設けられれば経済の活力につながるとはと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

壇上での質問は以上ですが、再質問は自席にて行いますのでよろしくお願ひいたします。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 9番、淵野けさ子議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、後期高齢者医療制度の説明を該当者にわかりやすく説明を下さいとのことでありますが、75歳以上の国保の加入者、被用者保険の被保険者、被扶養者、一定の障害のある65歳の以上の方たちは手続きをしなくても後期高齢者医療の方に基本的に移行されます。

一定の障害のある方で、被用者保険に加入されている方々には保険料が発生する旨の内容をお知らせしておりますので、移行するか、脱退するかを選択できる方法をとっております。また制度開始以降いつでも脱退の手続きはできるようになっております。

健康診断の受診につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合が直接健診センター、医療機関等と委託契約を結びます。その窓口は広域連合になりますが、厚生労働省の定める必須項目はすべて実施いたします。また受診券は制度開始後の4月末日までに届くようになっております。

保険料につきましては、市報1月号に計算例を掲載しております。また、激変緩和措置が講じられることから、高齢者が払える額の範囲内での負担能力に応じた保険料であると考えております。賦課決定された内容通知等は、特別徴収につきましては4月15日までに、普通徴収につきましては法定納期前10日までに通知をいたします。

次に、20年度においては、保険料の負担がないと勘違いをされている方も多いのではということですが、保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者であった方の保険料につきましては、半年間凍結し10月以降は均等割額の2分の1の9割軽減された額になります。このことは新聞やテレビで報道されておりますし、市報でもお知らせをしておりますが、再度3月の市報にも掲載するようにしております。

最後に、行政としてどのように説明をするかということですが、広域連合では県内の28会場で説明会等を行っております。由布市におきましても1会場で団体等に対して説明会を開催いたしました。3月には、リーフレットを配布するようにしてありまして、今後も啓発活動は随時行っていきたいと考えております。

次に、2点目の災害時要援護者支援対策の取り組みですが、災害時には高齢者や障害者等の災害時要援護者を適切に避難させる体制が課題となっておりまして、平成19年3月31日に災害時要援護者の避難支援対策の取り組み状況について全国調査がございました。

この調査に関する由布市の対応について御質問ですが、災害時要援護者の避難支援プラン策定に向けた防災福祉関係部局の検討委員会や要援護者支援班の設置、要援護者の範囲、要援護者情報の共有等についての調査でありまして、由布市も対応をしております。

なお、調査結果につきましては、昨年11月に総務省より発表されているところでございます。また、平常時からの情報収集、共有方法としてどのような方式を検討されているかにつきましては、平成19年4月3日に開催した防災福祉連携課長会議で検討いたしましたが、個人情報の保護もあり、結論は出ておりませんので引き続き協議をまいります。

なお、結果として自治会や防災組織等の第三者への情報提供が予想されることから、同意方式が適当ではないかというふうに考えております。

また、平常時からの福祉・防災関係部局で検討など定期的な協議の場を設置しているかということでございますが、昨年7月に第1回災害時要援護者対策に係る防災福祉連携担当課長会議を開催しております。この中で事務担当レベルの会議の設置も検討されましたので、定期的を開催してまいりたいと思います。

次に、3点目の鳥獣被害防止特措法についてでございますが、国におきましては最近の鳥獣による農林水産業等にかかる被害が深刻な状況であることから、その防止のための方策を総合的に推進し、あわせて地域振興を図る観点から、平成19年12月21日に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が交付され、平成20年2月21日に施行されました。

この法律は議員御指摘のように、被害の深刻化、広域化に対応し、市町村が主体的に被害防止策に取り組めるよう農林水産大臣の策定した被害防止対策の基本指針に基づき、市町村が3年間の被害防止計画を作成することが条件になっております。計画を樹立した市町村で協議会を設置し、協議会からの申請で国費補助を受けられるようになっております。

大分県においては、12月19日に担当者レベルでの説明会が大分市で開催されたばかりでございます。この事業を実施するためには、さまざまな事例の調査等が必要となりますが、昨年からの国のモデル事業として取り組んできた県内の2市が19年度申請するようになっております。

由布市といたしましても、総合的に鳥獣被害防止事業が可能となる本事業だけに、20年度申請・計画樹立に向けて、担当者に調査、研究を指示しているところでございます。議員の新法に基づくアドバイスと情報に感謝を申し上げますとともに、同時に本事業の融資認定に向けての御支援の方もよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、4点目の中小企業に対しての制度資金は、融資としての必要はないのかということでございますが、議員御承知のように、由布市の中小企業者支援対策としては、由布市中小企業者店舗等整備改善資金利子補給条例がございます。

この中小企業の近代化と産業の振興のための店舗等の整備改善に必要な資金の借入に対して、利子補給を行うものであり、利子補給の期間は5年以内で融資限度額は100万円以上から2,000万円を限度として、金融機関より融資を受けた資金利子の50%以内を助成しているところでございます。

ちなみに18年度の実績で35件、利子補給額は230万円、19年度では利子補給対象者数は37件で360万円を利子補給する予定でございます。また、中小企業庁が実施しておりますセーフティネット補償制度の中で状況の悪化している業種についての支援措置もございます。

この制度は直近3カ月間の平均売上高が前年同期と比較してマイナス5%以上減少している中小企業者や原油等の仕入れ価格が上昇しているにもかかわらず、製品等に転化できない中小企業者等に対して支援する制度があります。経営が悪化してくると金融機関も貸しつけない事例が見受けられますが、このような中小企業者を支援する制度で、市が認定し、県の信用基金協会が保証するものに対して貸し付けられるもので、由布市全体では26件の貸し付けが行われております。

議員御指摘の由布市独自の制度を設けることは、財政状況からして現時点では困難であると考えておりますが、国や県を初めとするさまざまな支援制度はありますので、由布市として支援しなければならぬものについては積極的に支援を行ってまいりたいと思います。また、このような制度があることを知らない中小企業者もあろうかと思っておりますので、商工会等と連携し、制度のPRと普及啓発を図らねばと考えておるところであります。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） それでは、初めから再質問をしていきたいと思っております。

後期高齢者医療制度のことについて再質問いたします。

先ほど障害者の方で脱退する、しないは自由だということで、もう流してあるとありましたが、予測としてどうなんでしょうかね。脱退してもよいということは脱退した方が有利な場合もありますよという裏返せばそういうふうにとれたんですけども、例えば、わかりやすい事例を挙げて言っていただければわかりやすいんですけども、どういう場合が考えられますか。

議長（三重野精二君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず65歳以上の方で障害と認定された方ということでございます。この認定というのは、広域連合に申請を出しまして広域連合が認定を行うというふうになっております。これは途中で脱退してもどうかという問題なんですけども、後期高齢者医療制度に加入するのか、それとも65歳以上ですので、普通の保険、今現在入っている保険を継続していくのかどうかと、その中身が保険料はどうあるのかということであろうかと私思います。後期高齢者医療制度につきましては、均等割、応益割が4万7,100円と所得割が8.78%ということでございますので、所得があるのであれば応能割が発生すると、所得がなければもう応益割だけで4万7,100円、であればこれに伴う経過措置がございますので、7割、5割も、2割軽減があります。所得がないということになれば7割軽減が発生すると、ということになれば1万4,130円でいけるんじゃないかなと、それが現在入っている保険がそれと比較したときにどうあるのかと、それで判断してもらおうということでございます。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） そういうことが、対象者に対してわけのわからないままに移行してしまったわ、ということがあるんじゃないかなということが心配をされるわけです。例えば、自動的に75歳以上の国保の加入者は自動的に、それから、75歳以上の被用者保険、会社等の保険の被用者、それから被扶養者もそうなんですけど、自動的に移行するんですけど、例えば、じゃ、75歳以上の被用者保険、会社等の保険で奥さんが73歳とか、まだ75歳にならない人の場合、その人は国民健康保険に加入し直さないといけないようになるんですけども、そういう手続きもちゃんときちんとあなたはこうですからという案内は、個々的にお知らせするんでしょうか。課長。

議長（三重野精二君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

個々の説明するのか、チラシ等入れるのかということになりましたら非常に難しいものがあると思うんですけども、いまさっき市長の方が答弁をした中で、市報等に掲載をすると、それと地域包括支援センター等にそういう方々が利用される施設等にもその旨の連絡をし、そこにもチラシ等を配布するというふうに現在しておりますので、後期高齢者医療制度が複雑で非常にわかりづらいというのであれば、今後どのようにするのが一番理想であるかということも協議、検討していきたいと思っております。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 個々には知らせないということですね。例えば、4月15日にまず年金が出ますけども、その年金からも既に引かれるようになるんですね。課長。

議長（三重野精二君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

4月からこの制度がスタートするということでございますので、当然4月、偶数日から年金が特別徴収という形で差し引かれます。年間、偶数日で年6回という形になるんですけども、これが見直しをするのは7月の時点で本算定というのがございます。4、6、8が仮算定ということで、7月に本算定をしまして10月にその見直しをした保険料で賦課徴収を行うと、その段階で余分にいただいている分がございましたら還付を行うと、これは最終的には広域連合、県の広域連合の方で事務作業を行っていくということでございます。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 先ほど市長の答弁の中にも市報に掲載しました。それから、保険証と一緒に内容のものを送りますという極めて本当に行政としてはきちんとした仕事だと思っ

ですが、先日も田中議員がそれを心配して質問したのは、私と多分同じ気持だと思うんです。

独り暮らしの高齢者とかは市報とかは余り見てもわからない。専門用語がわからなかったり、理解しにくかったりとかいろいろあるもんですから、少しでもそういう説明会を、例えばもうこの時期になりますと老人会の総会とか、いろんな高齢者の集まりがある機会があろうかと思えます。

そういう中で声がかかったところにはどんどん出向いて行って説明をしていただきたいと思うし、それから、仕組みの説明など、またもし生活が大変で困っている人には、例えば、相談窓口といいますか、そうした方々が行きやすい窓口を、各町ごとにつくって上げるというそこまでしてさし上げた方が、私は市民サービスにつながると思えます。

そこでお尋ねなんですけども、私たちも勉強しなければいけませんけども、もちろん担当課だけじゃなくて職員の方たちもこういう新制度がスタートするときにはしっかり勉強をしていただいて、どの課の人においても市内の高齢者から聞かれたときには説明できるぐらいの説明というか、勉強していただきたいなあというふうに思います。

若い人なら別ですけども、高齢者、私たちもどうかするともう字が小さいのを長く見ていると「ああ」というふうに敬遠しがちなんですけども、高齢者はなかなかそこは言ってあげても8割ぐらいかな、理解、何ていうのか、難しい部分があるんです。そこできめ細かに対応していただきたいという思いがありますので、まして4月から年金から引かれるということがありますので、そういうまた生活に困っておられる方の相談の窓口を各町で設けていただきたいと思うんですけど、市長どうでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） これなかなか複雑で私どもなかなかよくわからないところもあるんですけども、お年寄りの皆さん本当にそういうところはわからないことが多いと思いますので、そういうことについては窓口を設けていきたいと思えます。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） それともう一つ、国保では葬儀のときに3万円支払われます。しかし、後期高齢者75歳の保険になると移行されると2万円になるんですね。それは広域連合会で太田議員が代表で行っておられますけども、もう決定したそうです。

今まで同じ市において、今まで国保で国保の人は74歳までの人は葬儀のことを言ってどうかと思うんですけども、気持ちとして国保の人は3万円、後期高齢者の人は2万円というのはちょっと不公平感が出てくるんじゃないかと思うんですが、まだスタートしてませんが、その方向性、今後の方向性をどのように考えるか、市長、お願いします。

議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） お答えします。

2万円に設定した意味は、恐らく県下の国保の葬祭費がほとんどのところが2万円ということであわしたのだらうと思います。ただ由布市の場合3万円でございますので、そこで制度が変わることによりまして1万円違いますので、これは約束はできませんけれども、ちょっと検討させていただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 所長ぜひとも差がないような形で、市としては検討していただきたいというふうに強く思います。下げない方向で調整をしていただきたいと思います。

時間もちょっとほかのもありますので、それから一つ、大分市が、例えば後期高齢者保険医療と国保の医療との比較を、例えば、被保険者が75歳で、世帯主で年金がどのくらいだったら、国保の場合はこのくらいですけど、後期高齢者医療になるとこのくらいになりますよという試算表があるんですよ。ほかもあるんです。それで委員会のときでも結構です。由布市としての余り変わらないと思うんですけど、年金とか、変わらないと思うんですが、由布市としての私たち議員とか、ほかの議員もわかりやすいように、いや心配せんでいいよ、例えば、独り暮らしやったら収入が年金が150万円じゃったら7割軽減になるから、国保の場合は1万8,500円だけど、後期高齢者保険では1万4,100円で少し安くなりますよとか、それとか後若干ふえるのは息子さんの扶養に入っている75歳以上のお母さんとか、お父さんとか抱える家族ですね。その場合はまた個人個人にかかるわけですから、負担がかわってきますので、例1から例10ぐらいまでずっとつくっていただきまして、ちょっとかりやすく私たちも説明できるような、そうすれば職員の方も見てわかると思うんですけども、そういうものをつくっていただければありがたいなと思いますけど、所長いかがでしょうか。

議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） お答えします。

今の件につきましては、担当者の方で今書類といいますか資料を作成中でございます。でき次第、常任委員会はもちろんですけども、議員の皆さん方にお配りしたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） よろしく願いいたします。もう時間がありませんので、次の質問にいきます。

災害時における要援護者の支援対策の取り組みについて、担当課長にお伺いしたいんですが、結果、結果というか、結果は手元に送ってこられましたでしょうか。

議長（三重野精二君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 9番、淵野議員の質問にお答えします。

その調査結果は送付してきております。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 先ほど市長もお答えいただきましたように、個人情報ということで、そこがネックになってなかなか全国の市町村が慎重になっているということはもともと一番ネックなんです。

そこで総務省の見解としては、先ほど太田議員が言われてましたように、個人情報は明らかに本人の利益になる場合などには、要するに自分の命ですね。守るとか、本人の利益になる場合などには本人の同意なしに目的外利用、第三者提供ができる。要するに、生命の危険にかかわる災害時の避難支援に活用するのであれば、利用が可能だというふうに総務省の見解ではそういうふうになっております。

先ほど言われたように、手上げ方式でしたいというふうにおっしゃってましたけども、早めに取り組んでいるところは総務省のそういうものを参考にしながら、例えば、申請方式、家族の人からとか、もちろん本人からとかに手を上げていただいて、自分はこういうときはこうしてほしいということを募って、そしてリストをつくるというような形にしているところが多いみたいです。

そして、それをまた第三者機関に保有個人情報の目的外利用、また第三者提供に可能とする取り組みとしてどのような手法を取っているかといいますと、多くの自治体が個人情報の保護に関する条例等の目的外利用の規定を適用しているというふうにそのアンケートでは出ております。そして保有個人情報提供することについて、個人情報保護審議会へ諮問して了承を得て情報を共有するとか、そういう具体的に方法までされて取り組んでおられるところが多いです。

大分県も由布市、大分市でしたか、地震が来たときには2,600人の死者が想定されるとか、マスコミ等と言われておりましたけども、災害はいつやってくるかわかりませんので、個人情報の取り扱いで今結論どこが持つかというのは結論が出てないということですけども、そういう対応しているところもあるわけですから、そのところは早めに取り組んでいただければありがたいと思うんですけど、担当課長どうでしょうか。

議長（三重野精二君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 個人情報の関係でなかなか、この前会議した中でなかなか横の連絡中のがなかなかできなかったわけですが、きょう市長が答弁したように手上げ方式か、同意方式がいいんじゃないかなろうかということで検討してます。淵野議員が言われるように、そういう方法も検討委員会を開く中で検討していきたいというふうに思います。市長も早急にやるということでございますので、検討していきたいとします。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。なぜかと言いますと、行政がいざというときに何でもかんでも市の危機管理室からも飛んで行けるわけでもないし、最終的には地域で助け合うという共助の気持といえますか、精神がなければ私は成り立たないというふうに思うんです。

私このたびは老人会に委託したというのは、過去に湯布院町がそういうすばらしいそういう制度があったというのは初めて聞いて、すごいなというふうに思ったんですけども、今回独り暮らしの方が亡くなられたということも聞いてましたので、老人会等に委託したということは私は補助金を出してでもそれをお願いしたということ、これはすごいことだなと思ったのは、そういう方々のノウハウというのはすごいすばらしいものがあるんですね。

老人会の方というのは、だから老人会の方とか、民生委員さんか、それから地域包括支援センターとかさまざまなそういうところとの連携で、要するに、連絡協議会ですかね。そういうところからの情報で手上げ方式で家族の方から要請とかで、いち早くそれをつくった方がいいのかなというふうに感じました。そしてその共助の助け合う共助の仕組みをいち早くつくるのは、これは行政の仕事だというふうに思うんです。

最初は大変かと思いますが、その流れがつくれてしまえば本当に市民の人も安心だと思いますので、そこのところは大変でしょうけども、総務省のそういう見解もございますので、しっかり早めに対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

一つ課長にお伺いしたいんですけども、災害時要援護者対策について関係機関等からなる検討委員会などを、設置しているかというのは質問なかったんですけども、ほとんどの自治体が今後2年以内に設置を検討というアンケートが多いんですね。ということは、30%に満たない全国でも1,827団体の中でも27%ぐらいしかそういうものができてないというのが現状なんです。それは個人情報が入っているというふうには私は思いますので、個人情報の規制については、じゃどうすればその個人情報をクリアできるのかということもありますから、しっかり研究して早めにしていただきたいというふうに思います。

参考までに聞きたいですけども、平常時からの要援護者情報の収集共有の方法というのは、どのような方式で行うか決めてますかというその質問の中で、今後どのような方式で行うかは現在検討中と答えたのが由布市でしょうか。その中に入ってますか。

議長（三重野精二君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 今後検討中ということで載せてあります。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） これは福祉もそうなんですけど、すべてそうなんですけど、これから

は自助、共助、公助と、公助というのはもう最終的に公助だと思うんです。まずは自助、自らが自分で努力することから始まって、そして自分でもどうしても力が限りがあるときには、共助、周りの地域の人とか、ボランティアとかいろんな助けが必要だと思います。そしてなおかつそれも厳しいようであれば最終的に公助というふうになると思いますが、その仕組みをしっかりと市民の方々にもわかっていただくためにも早くこれを体制づくりをしていただきたいと、市長思います。答えはいいです。

次に、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特措法ですけども、このポイントとしてはポイントの中に市町村は鳥獣被害対策実施対を設置することもできるし、必要な調査を行ったり、原因を研究したりとか、鳥獣の生息状況など定期的に調査するように保護法を改正しますとか、いろいろあるんですけども、今回県として新しくいろんな形で取り組まれているかなとも思うんですけども、その県の方針等々で由布市に関係のある新しい事業が何かありますか、担当課長にお聞きします。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 9番議員の淵野議員にお答えします。

由布市としましては、先日の答弁もいたしましたように、捕獲、予防、それから、全体的な課管理も含めてでございますが、総合的な狩猟に関する事業が営まれます事業でございますので、積極的にこの事業を実施に向けて、今調査研究をしているところです。可能であれば来年度20年度に調査をし、申請に向けての努力をしてみたいというふうに思っております。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 先日の大分合同新聞に県の情報が載っております。各市町村、鳥獣対策アドバイザーを育成し、集落に派遣するというふうに新聞にも新規事業でしますというふうに出ておりましたが、このアドバイザーを育成しというのは、由布市には当てはまりますか。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） それは資格認定等が必要でございますので、その講習等を受ければ当てはまると思います。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 法律ができたばかりなのでいますぐどうということはなかなか難しいかと思いますが、これにのっかって早い時期で対応策をとっていただきたいというふうに思います。

私も私事なんですけども、森林組合が桜の木を植えましたけども、森林組合から手紙がきまして、写真付の。あなたの桜はシカに折られましたという写真付できました。私もシカ被害に遭ってますので、どうかいろんな被害があるかと思えます。今後の対応に期待したいと思います

のでよろしくお願ひいたします。

最後に、中小企業向けの制度資金のことなんですけども、市長は今利子補給制度をとっておるので財源的に厳しいからというふうに言われたんですが、利子補給の制度というのはどの市町村も多分していると思います。

さらにセーフティネットをしていただくために、制度を私はつくっていただきたいなと思ったのが、先日、勉強会に行って一覧表を見よって、県はずばらしいいろんな方策があるんだなあというふうに見ながら、でも市町村にはこれないんですよと言うたら、いやいや普通にありますよと言われて、一覧表を見せられたら愕然としました。由布市がなかったの、あら、由布市がないわ、だけどこれよく見れば合併したその市はどこもないんですね。ですから、恐らく既存の市レベルではあったのかもしれませんが。けども、新市はほとんどないんです。19年の下半期のものです。

これは各市が地元の銀行に、例えば1,000万円とか、2,000万円、この銀行には1,000万円、この銀行には1,000万円というふうに預託をするわけですね。そして銀行が窓口になって保証協会と一体となってその中小企業の応援、例えば、設備投資とか、後越年、越盆ですか、その資金繰りとか、豊後高田市ではそれが出ているそうです。

私、利用状況を聞いてみました。臼杵市は約20件ぐらい利用されてるということです。そして豊後高田市が昭和の町で今脚光を浴びてますけども、平成17年といえば、やはり経済が一番厳しかったときだと思うんですが、その年には経営合理化資金といって19件ほど利用しているんです。そして平成18年から平成19年に5件というふうに減りましたけども、これはいいことだと思うんです。

多い時期はそれだけ経済的に大変な時だったんだなというふうに私も思いますので、杵築市は今のところは1件だそうです。しかし、その制度を置くことによって、そのセーフティネットをつくることによって、その1件でもその中小企業の方が、これを利用して頑張っていければ、私は活性化につながると思いますので、これは研究をしていただきたいというふうに今回は提案させていただきたいなと思うんです。

例えば、大分銀行なら大分銀行に1,000万円、預託をするわけですから、もし利用されれば保証協会に利息の3割を補助するとか、2分の1を補助するとか、各市町村は、各市はしているみたいですが、その市によって違うんですけども、そういうセーフティネットの選択が選べるということは、中小企業の方にとっては大変いいことだと思います。なので、これはちょっと研究させていただきたいなというふうに思いますが、最後に市長いかがでしょうか。

議長（三重野精二君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） お答えいたします。

議員さんはお話をされてた他の自治体の部分ですけども、私どもも調査をいたしました。杵築市の場合が500万円を3つの融資機関に預けて1,500万円ですけども、その市の預託した部分と金融機関の資金で運用されているようです。

中身的にいいますと、由布市が利子補給制度を行っておりますけども、これは市中金利の約50%を補償するものでありまして、こちらの方が有利じゃないかなというふうに私も考えますけども、津久見市、豊後高田市、杵築市とございますけども、これの限度額を見てみますと1,000万円とか、500万円という中で、金利は多少は若干2.0とか、2.8とかございますけども、市が補償するのは補償料率の2分の1とか3分の1でございますんで、それよりも先ほど申し上げましたように、市中金利の50%の方が有利なのかな、議員さん御指摘のようにそういったような御意見があるとしたら、私ども調査研究をしましてこれからの方向をまとめていきたいなというふうに思っております。

議長（三重野精二君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 高橋議員の質問のときに、商工会の方々とのそういう情報の交換の場をぜひ市長に持っていただきたいというふうに言われておりました。そういう中でもこういう問題も出していただいて、融資利率にしてみたら市によって違うんですけど、1.8とか、それぞれ違いますが、補償料率も0.41から1.86の中の市が2分の1補助とか、いろいろ市によって違うんですけども、そういうこともあるということを研究課題として、していただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私の質問は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（三重野精二君） 以上で、9番、淵野けさ子さんの一般質問を終わります。

.....
議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をします。再開は3時15分とします。

午後3時02分休憩

.....
午後3時15分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

新井議員より早退届が出ましたので、それを許可しました。ここで宮崎代表監査委員の出席を求めております。

次に、1番、小林華弥子さんの質問を許します。

議員（1番 小林華弥子君） 1番、小林華弥子です。最後の質問者となりました。大変お疲れだと思いますけれども、最後までお付き合いのほどよろしく願いしたいというふうに思っております。

改めまして最後ですけれども、先日亡くなられました立川剛志議員の御冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。立川議員とは私は合併以前からいろいろ公私ともにおつき合いをいただきまして、だれに対しても公平でやさしく、そして明るく接してくれていた立川さんの御高承は忘れないように心に刻みたいと思います。心より御冥福をお祈りしまして、最後の質問台に立たせていただきたいというふうに思っております。

大きく4点ほど通告をしておりました。まず1点目、予算の市民への説明周知についてお伺いいたします。

昨年6月議会でも質問しましたけれども、予算の市民への周知徹底についてはどのように改善してきたのかをお伺いいたします。特に、今回議案に出されております新年度の予算についてですが、今後議会を通った後、市民へはどのように周知徹底されるおつもりかお伺いいたします。

2点目には、企業誘致について質問通告を出しておりましたけれども、実は私の所属します総務常任委員会で企業誘致テーマに伊万里市へ視察に参りました。その報告を聞いた上での質問と思っておりましたので、総務委員長の方から12日に報告があるということですので、今回は取り下げさせていただきたいというふうに思っております。

3点目、都市景観室についてお伺いいたします。

先ほどの溝口議員との質問とも若干ダブルところもありますけれども、別の視点からお答えいただければと思っております。都市景観室の今後の具体的な事務事業計画の内容と進み方はどうするのかということをお伺いいたします。

それから、湯布院地域における大型開発問題について、市長は潤いのあるまちづくり条例の基本精神でもある「成長の管理」というものをどのように捉え、この問題に対処していくおつもりかお伺いいたします。

4点目は、初日に提案されました議案の提案理由の説明や市長の行政報告などに関して疑義に思うことをお聞きいたします。

1つは、定期監査報告書の中で不備な点が幾つか見られたと書いてありました。1月に行われた定期監査の結果については、共通事項として支出負担行為書に一部不備な点が見られた。あるいは物品などの入札参加資格や指名の方法に一部不備な点が見られたという報告がされております。さらに、2月21日の定期監査の結果についても、支出負担行為書に全庁的に不備な点が見られたとか、後補助金の事務については一部不適切な点が見られた。

このように不備な点や不適切な点がたくさ見られているということを議会としては感化できませんので、具体的にどのような不備な点が見られたのか、また全庁的に不備が起きているということについては、市としてはどのような対応策を講じるのか伺いたいというふうに思っています。

もう1点、追加で質問書を出しましたけれども、この取り扱いについては議会運営委員会でも保留になっておりましたので、もしお手元に通告がいったらお答えいただきたいというふうに思っております。

市長が施政方針演説の中で、本庁舎方式を目指すための取り組みとして、20年度中に中立的な立場にある部外の有識者による委員会を立ち上げるというふうにありましたが、この中立的な立場の部外者というのは、具体的にどういう人のことをいうのか。またその有識者というのはどういうふうに集めるのか、部外者というと市民は入れないのか、あるいは市長の一番の諮問機関である各地域審議会の存在をこの委員会とどういうふうに絡めるのかについてお伺いいたします。

答弁によって再質問もこの席でさせていただきます。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、1番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の昨年の6月の定例議会で質問した予算の市民への説明周知については、どのように徹底し改善してきたか、また新年度予算の市民への周知徹底はどのように行うつもりかという質問でございますが、6月議会の質問で平成19年度予算については、市報あらかしの森通信に掲載して、由布市内の全戸に配布し、またホームページの市報ゆふの欄に掲載して周知を図っている旨を答弁したところでございます。

この件についてどのように徹底し、改善したかということですが、平成19年度の予算については、県内の市町村も由布市と同様の形式で説明と周知を図っている状況でございます。ただ、私が以前にも答弁しましたように、説明の仕方や周知の方法については市民の皆様の捉え方は千差万別であります。

このままでよいと言う人もいれば、これでは物足りないといった人がいるかと思えます。そのような中で予算の説明や周知方法については詳しく説明することに越したことはございませんが、それについても経費の関係や時間的な制約等々あり、どの範囲までの説明をするかといった問題も出てきます。そういったことで平成20年度の予算の説明周知については、これから市報やホームページに掲載していきますので、それぞれの事業費ごとに金額を明記するなど、できる限りわかりやすく工夫を凝らしながら、よりわかりやす説明の仕方や周知の方法を考えてまいりたいと思っております。

次に、都市景観室の今後の具体的な事務事業計画の内容についてですが、来年度から都市景観室を拡充し、都市景観推進課とする予定であります。

景観施策にあわせ、都市計画の見直しも視野に入れる必要があることから、これまで建設課で所掌していた都市計画や開発指導を都市景観推進課で行うことにし、施策を総合的に進められるようにするものであります。

具体的な事務事業としては、由布市景観マスタープランの策定、まちづくり協議会による実施計画の策定、景観計画の策定、娯楽レクリエーション条例の改正、都市計画道路の見直しなどとなります。

次に、4点目の湯布院地域における大型開発問題についてですが、これまでの由布院のまちづくりが奏功しといたしますか、成功し、年間400万人が訪れる国内有数の観光地として発展を遂げまいりました。バブル期の大型開発に対しても潤いのあるまちづくり条例を制定、「成長の管理」のもと、その魅力を発信し続けていることは由布市の誇りであると思います。

近年、大型開発の動きが活発化しておりますが、これを放置すればこれまで湯布院地域において培ってきたまちづくりの枠組みを超えて、町そのものを大きく変えてしまうことにつながりかねないと危惧をしております。

娯楽レクリエーション条例や潤いのあるまちづくり条例を改正することにより、大規模な開発を抑制することが有効な手段であると考えております。このことはその規模の設定いかんによっては、旅館、ホテルの進出そのものを抑制することにつながるため、市民の理解を得ながら進める必要があると考えております。また、規制を受けることになる既存の旅館、ホテルの理解も得ながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、定期監査報告の中で全庁的に共通事項として不備が生じていることについてどのような対応策、改善策を講じるのかとの質問でございますが、支出事務に関しては合併前の旧町で取り扱い方が若干違っていた部分もございまして、また慣行として行ってきたようであります。監査から御指摘を受けました事項につきましては、平成20年度の予算執行説明会において特に重点項目として指導を行い、早急に改善が図られるよう努力をいたしたいと思っております。

次に、5点目の施政方針の中で述べました本庁舎方式を目指すための取り組みに関連した御質問にお答えをします。

まず庁舎方式検討委員会の委員構成で、中立的な立場の部外者とは具体的にどういう人のことか、また地域審議会を初めとする市民は参加させないかということについてでございますが、本庁舎方式に対する私の考え方は施政方針で述べたとおりでございます。

議員御質問の地域審議会の委員や市民の方々を検討委員会のメンバーに入れることなど具体的にはこれから考えてまいりたいと思っておりますが、ただ、本庁舎の位置や組織体制の見直しなど大変難しい検討課題もありますので、最初から市民の方々に参加していただきますと、どうしても合併当時と同じような地域感情が絡み、答申書の取りまとめが大変難しくなることが予想されます。

そのようなことから、最初は客観的な立場で冷静に物を考えられる市外の有識者に検討していただく方法で考えております。その答申をもとに地域審議会や自治委員会の役員さんなどの御意見を賜ることは考えてまいりたいと思っております。

また、部外者の有識者につきましては、今後検討してまいります、今のところ大学教授や県職員等を中心に5、6程度を考えておりますが、これもまた今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 皆さんこんにちは。1番、小林議員の御質問に答えいたします。

1番目の御質問といたしまして、共通項目として支出負担行為伺書に一部不備な点が見られた。具体的には。という御質問でございます。これは融資財務規則に定められている負担行為として整理する時期が、契約を締結するときと定められているものについて、納品書が請求書の写しで負担行為が規範されていたものや、2社以上の見積もりを徴する必要があるのに1社となっているような事例のことであります。

2番目に物品等の入札参加資格や指名の方法等に一部不備な点が見られた。具体的は。という御質問でございます。これについては由布市内の業者選定に当たって、指名の取り扱いに問題があったのではということでもあります。

3番目の共通事項として、支出負担行為伺書の全庁的な不備が見られたということにつきましては、定期監査の都度、負担行為伺書が納品書等で規範されている事例が見受けられたということでもあります。

4番目の補助金事務に一部不適切な点が見られたということにつきましては、補助金交付規則には清算書の添付が求められております。概算払い等補助金を交付した場合においてその清算書の書類の提出を求めておらず、補助金交付先の総会資料等で確認していた事例がありました。

なお、監査の際に見受けられた事項につきましては、その都度、担当職員に対して詳細に指摘をしております。このため監査報告書にはこのような表現となったものであります。指摘事項の表現については今後検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） では再質問していきたいと思いますが、最後の監査指摘の中で不備があったという点の内容が何とかわかりました。詳しくは私も総務委員会ですので、総務委員会の中でも追求していきたいと思いますが、全体的、市長も旧町からやってきた慣行としてのやり方が違ったというようなこともありましたけれども、内容を聞いてみますと、どうして今になって見つかったんですか。もう2年以上もたって、ずっとこのやり方、それぞれに違うやり方をしていたり、見積もりが2社の見積もりを1社で済ましていたとか、伺書を納品書に変えていたとか、こういう慣行をずっと2年間も放置していたということ、そのことについてはなぜ今まで

気づかなかったのかというところはいかがでしょうか。

議長（三重野精二君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 1番議員にお答えします。

監査にはいろいろな角度がありますので、支出命令書を見るとか、支出負担行為を見るとか、その監査に当たっているような角度から監査しますけれども、私の場合、支出負担行為について納品書、請求書、そういう書類の不備という点については余り深く注意はしておりませんでした。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ということは、監査の時点で今まで全然見つからずに報告も上がっていなかったということ。執行部としてはこの状況は知ってたんですか。それぞれにやり方が違って、伺書を納品書に変えていたりしていることは知っていましたか。

議長（三重野精二君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 1番議員さんにお答えいたします。

知っておりました。そういうことで毎年4月に予算執行説明会を行っております。（「それで改善されてないじゃから。暗黙の了解をしていたということだ」と呼ぶ者あり）ただ、今回のことにつきましては、科目、金額等につきましては、支出負担行為等は全部電算で区分が出てきます。そういったことで執行の取り扱いの説明については適宜財政課でも注意を行っているところでございます。というのは、今回こういうのがあったちゅうことはやはり漏れがあったのかなあとあって、これからは財政課、会計課、一緒になってまた予算説明会でも適宜各課が履行していただきますよう説明を徹底していきたいと思っております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 財政課、会計課の方はこういう予算の執行の仕方をしなさいということで説明会をしていたけれども、結果としてばらばらでその説明が行き届いてなかったのか、守られてなかったという状況だと思います。このことについて市長、会計課と財政課だけがお願いをしても、ほかの課に浸透して守られていないという状況であれば、それをもっとトップからきちんと守らせるように指導を徹底していくべきだというふうに思いますが、具体的にはどのようにされるおつもりでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今回監査委員さんの指摘を受けましたので、このことについて十分検討させ、二度とそういうことのないようにさせていきたいと思っております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。この件、今後も注意して見ていきたいというふうに思っています。

それから、予算の説明のことの質問についてですけれども、市報に載せていろいろと予算の説明を市民に周知徹底してきたというふうに言われました。私が言ってるのはもちろん予算だけではなくて、由布市の財政状況の周知徹底をしなければいけないという質問を今年の6月議会にしたと思います。

そのときに由布市には由布市財政状況の作成及び公表に関する条例というのがあって、その条例によると上半期と下半期の財政状況を市報に載せるというふうに書かれていたにもかかわらず、1回も市報に載っていなかったのどうなっているんだという質問をしました。そうしましたら、財政課長、今度からやりますというふうにお答えをいただいて、実際、確かに載っていました。去年の11月号の市報を見ますと載っています。これ多分事前に条例を改正して、10月号、11月号にずらして、最初に載せたんだと思います。

皆さんのお手元に参考までに資料をお配りさせていただいています。1ページ目が、これが由布市の市報の11月号に載った上半期の財政状況を説明する資料です。確かに、条例に規定されているように財政状況を報告はしているんですけれども、問題は中身なんですよ。

これだけ見て由布市の財政状況が人目でわかるということでは私はいと思うんですけど、ちなみに次のページをめくっていただいて2ページと3ページ、これ津島市という市が同じような財政状況を公表する条例をつくってまして、この財政状況の公表の条例というのは全国どこにでもあって、ほとんど今とんとん財政状況を公表しなければいけないということで進めているんですけども、同じ公表の仕方でも全然違うんですよ。

この津島市のを見ていてわかると思うんですけど、これは由布市の市報を見比べて見て、どっちがわかりやすいかという話なんですけど、細かくはいいいせんけど、私せっかく載せるんでしたらわかりやすく、何のために載せるかという、市民の人たちが自分たちの町の財政状況がどうなっているか把握してもらいたいから載せるんで、ただ数字を並べればいいのかという問題ではないと思います。

例えば、津島市の方ですと、由布市もそうなんですけど、条例の中で公表して載せなきゃいけない項目が4つあるんですよ。1つは歳入歳出状況の執行状況、予算の執行状況、これ由布市も載せてます。由布市の下半分がそうですよね。予算額に対して収入済額と支出済額がどれだけあるかということ、グラフでこれはわかりやすく載せてくれています。

それから、財産、地方債及び一次借入金の現在高も出さなきゃいけないと、これも確かに載っています。後住民の負担の状況と公営事業の経緯の概況、この2つも載せなければいけないというふうには条例には書いてあるんですけども、由布市の方には載ってないんです。

ちなみに、津島市の方は、最初のページの2ページのところの、一般会計の歳入と歳出の予算額と収入済額、支出済額、由布市と同じように載せてますけれども、その下の皆さんが納められ

る市税、皆さんのために使われるお金というふうに記載しています。これコピーがつぶれちゃって黒丸に見えるんですけど、黒丸が2つずつありますが、左側が市民1人当たりの負担額が納めたのが、今まで納めたのが1人当たり13万4,611円納めていますよと、右側の丸はこれ1世帯当たりです。1世帯当たりは36万円、これ上半期で税金を納めていただきましたと、歳出の方もそうで、皆さんのためにこれだけ使いました。市民1人当たり27万4,054円使いましたよと、1世帯当たり74万円使いましたよと、こういうのを住民の負担の状況としてわかりやすく載せているんですね。こういう視点で載せていただきたい。

後言葉の提議なんかも非常に詳しく知識として載せていたり、後この続きも実は津島市はありまして、コピーは配ってないんですけども、この津島市の会計を家庭の会計に置きかえるとどうなるかという家計簿長に使う載せたりしているんですね。同じ財政状況を市民にお知らせしようというのでも、ここまで丁寧に載せている市と、由布市のように規定されたことの半分だけ数字を並べればいいのかというのが私は明らかに考え方が随分差があるなあというふうに思っています。

先ほど市長の御答弁の中に予算状況については、これで市報に記載して十分だという人もいれば、もっと細かく載せた方がいいと、どこの範囲まで載せたらいいかということは議論がわかれるというふうに言われましたけれども、私は議論がわかれるところではないと思います。

予算の使い方、あるいは予算の状況というのは徹底的にわかりやすく知らされるものは全部知らせるべきだと思っています。問題はその知らせ方ですね。わかりにくい予算書を丸ごと市民に配ったってわからないのをどうわかりやすく説明するかと、それは説明すればするほど私は余計な説明というのはないと思います。なぜ予算の周知を市民に徹底的にしなければいけないのかという根本的な考え方を、私はぜひ理解していただきたいと思うんです。

正しく予算を使っていますよとかということだけではなくて、税金の使い道を納税者がしっかりと把握するというのは自治の基本です。自分たちが納めたお金がどのように使われているのか、それをしっかりと把握することによって、自分たちの納税意識はもちろんですけれども、どういう行政施策を施していくのかというのを住民と一緒に考える。そのためにも予算の使い道の周知というのは私は自治の基本だというふうに思っています。

もう一つは、住民がどうして予算の状況を知ってもらいたいのかというと、特に今財政が厳しい中で、財源が乏しい中で、十分な満足な行政サービスが施せないときにこそ、住民の理解を得られなければいけないと思っています。いつも議会でも予算の審議をするたびにここに補助金もつとふやせとか、ここの道路が足りないとか、あるいは陳情や請願が山ほど上がってきます。そのたびに市長は財源が苦しくてやりたいけれどもやれないというようなことを言っています。

そういうことを言う前に、私はどうして、例えばうちの前に道路を通してくれという人がいた

り、もっと高齢者に対応する補助金を出せと言ったり、あるいは教育、福祉にもっとお金をつぎ込むべきだという人がいたり、そういう人に全部答えられないわけですね。市としては。

それをどうすればいいかという話ですけれども、私はそれを客観的な目で皆さんに見ていただいてわかってもらうしかないと思うんです。自分の家の前の道路が非常に不便で病院に行くのもいけない人にとって見れば、道路整備が一番の最重要課題です。だけれども一方で、例えば、子供を保育園に預けている親御さんにしてみれば、保育環境の充実が最優先課題です。

その保育園の親御さんの最優先課題と生活道路がない交通弱者の方の道路をつくってほしいという最優先課題をテーブルの上に上げて、どっちが大切かということとはできないと思うんです。行政的には。どっちも大切なんです。だけれども、今の財政状況の中ではここまでしかできませんということを見せなければ、いつまでたってもうちの前に道路がない人は道路を先につくってくれて言いますし、保育環境を充実させてほしい親御さんは、いつまでも保育環境を先に充実させてほしいと言い続けると思うんです。

町全体の財政状況がどうなっていて、その中で市長の施政方針の中でどこに予算をどういう順番につぎ込んでいるかというのを見せないから、市民がいつまでもうちの最優先課題が解決されないというふうに言い続けるんだと思うんです。そういう意味で、予算の状況を周知徹底させてほしいというふうに思うんですけれども、市長、どこの範囲まで説明すればいいのかは、人それぞれだというお答えをさっきいただきましたけれども、こういう観点から市長はどういうふうに思われますか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりで共同の精神を生かすとすればやっぱり市民みんなが予算のことも知っておかねばならないと思います。

前、一番最初の方のときに二セコの話もしたと思いますけれども、そういうふうな具体的な本当に財政状況、予算の執行状況というのをお示しできるのが一番理想だと思います。それに向けて職員の方も徐々に研修をさせながら進めていく必要があるというふうなことを痛感しております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 市長が今言われた二セコの本、有名な本で私も今手元に持ってますけど、こういうものをつくって各配布全部するには非常に予算もかかるし、手間もかかるし、そこまではなかなかできないというのは常々市長が言われているのは私は知っております。これを全部すぐにやれとはいわないんですけれども、そういう視点で市民に何を一番知ってもらいたいのかという視点で説明をしてほしいと、このさっき言った市報に1ページ載せている財政状況の説明の仕方ひとつとってもそうなんです。同じ載せるのであればわかりやすく、市民の目に立っ

て載せるということを考えていただきたい。

ちなみに、その資料をお配りしている資料のもう1ページをめくっていただきまして、4ページ目がこのニセコの予算書の中から1ページ開いてるんですけど、確かに予算の内訳を丁寧に説明するのも重要ですけども、そのほかにニセコは、例えばこういうことをやってるんですね。いろんな事業の中で整備水準がどのようになっているか、100%達成されたのをグラフにして、各いろんな例えば幼稚園充足率ですとか、中学校1人当たりの校舎面積、あるいはごみやし尿の実施率みたいなことをグラフで出しています。

これを見ると、例えば、このニセコの町ですけども、ニセコというのはごみ処理実施率はもうほとんど100%に近いし、し尿処理施設も近隣の市町村に比べるとこの町は大分進んでいると、それに比べて、例えば、公園の整備率ですとか、公営住宅の整備率なんかは非常におくれているということが一目でわかりますね。こういうことをいうと、うちの町は今し尿処理やごみ処理なんかはもう大分投資したからいいけれども、今後は公園整備していきますよとか、あるいは中学校、小学校の教育施設費に充てていきますよということが理解されると思うんですよ。これそのままやれとは言わないんですけど、こういう視点に立って説明しているというその考え方を、ぜひ取り入れていただきたいなあというふうに思っています。

市長が施政方針に上げている7つの大きな柱の施策についても、例えば、100%に対して、今このぐらいだからここをことし重点的にやりますみたいなことを視覚的に訴えられると、私はもっと理解が進むのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ工夫をしてみてくださいと思います。

ちょっと時間が押してきましたので、次に移りますけれども、都市景観室の今後の具体的な事務事業の説明をいただきました。景観マスタープランを策定する後に協議会で実施計画や景観計画をつくる。娯楽レク条例を見直す。都市計画道路を見直すということですけども、都市計画の見直しというのは道路の見直しだけですか、用途地域の見直しというのは視野に入れてますでしょうか。

議長（三重野精二君） 都市景観室長。

都市景観室長（若林 純一君） 都市計画道路の見直しにつきましては、現在挾間と湯布院に都市計画道路がございまして、都市計画道路を見直すということは関連する用途地域についても見直す可能性があるということでございますので、視野に入れております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 娯楽レク条例の見直しというのを具体的にどういう見直しを考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（三重野精二君） 都市景観室長。

都市景観室長（若林 純一君） 娯楽レクリエーション条例につきましては、湯布院にある条例でございますが、本来旅館、ホテルが建てられない地域に、旅館、ホテルを認めるという条例でございます。現在規模の制限がありません。ですから、娯楽レクリエーション条例地域につきましては、現在無制限に旅館、ホテルの規模が建てられるという状況でございますので、これは周辺の地域、周辺の用途地域と比較して非常に制限が緩過ぎるという考えを持っておりまして、これにつきましては、一定規模の制限をかけるつもりでございます。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） まず娯楽レク条例に延べ床面積ですかね。面積制限設けるといふことと、後もう一つ最後市長言われてた潤いのあるまちづくり条例の改正ということ、この旅館、ホテルの進出そのものを抑制する方向にあるということですけども、その娯楽レク条例の適用範囲で開発面積の抑制するという作業と、その潤いのあるまちづくり条例そのものに、進出抑制の考え方を入れるということはどういうふうに整合性をとるのでしょうか。

議長（三重野精二君） 都市景観室長。

都市景観室長（若林 純一君） 都市計画上の観点からいいますと、娯楽レクリエーション条例に規模制限がないというのは明らかにおかしいということがいえますので、娯楽レクリエーション条例に規模制限をかけるのは、市民の皆さん方の御理解を得やすいと思っております。

潤いのあるまちづくり条例に用途、つまり旅館、ホテルの規模制限をうたい込むということは、非常に本来やる手法ではございません。旅館、ホテルの規模制限というものは、本来は都市計画にうたうものでありまして、湯布院につきましては、都市計画上、周辺地域については規模制限がございませんので、現在、湯布院盆地の周辺部におきましては、旅館、ホテルは規模制限なく建てられる状況にあります。

これにつきまして、先ほど市長も述べましたとおり、そういう状況は湯布院そのものを破壊することにつながりかねないということで、ある一定の規模制限等がふさわしいという考えのもと、市民の理解を得るべく現在さまざまな各方面の方々の御意見をお伺いしているところです。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そこなんですよね。もちろん娯楽レク条例そのものの不備が修正することはもちろんですけど、その先をどういうふうに見越して景観行政対策をうっていかという部分だと思うんですけども、ちょっと先に言わせていただきますと、景観行政というのは、非常にある意味難しいと思います。特に、景観行政をやろうと考えるときに、目の前の住民の目の前の利害ですとか、意見や声だけを聞いては、景観行政というのは成り立たないというふうに私は思っています。

景観行政というのは、町の50年先、100年先を見越して見据えた上で、どちらに町を誘導

していくのかというその判断が非常に重要だというふうに思っています。時には目の前の住民の意見や要望に沿う形ではなくても、町の将来を見据えたときに、本当にこの町の将来がこちらの方に行くべきだという先見の目を持って判断すると、いうその考え方が一番重要だと思うんですね。

もちろん住民の理解が全く得られないことを無理にやれとはいいません。だけれども、今の住民の声からだけでは伺いしれない町の将来を、どうやって見据えるかという部分が、これは私はトップの考え方の一番重要なポイントだというふうに思っています。

例を挙げさせていただきますと、日本一の照葉樹の森で有名な宮崎県綾町、あそこは昭和30年代ぐらいには、もう夜逃げの町といわれるぐらいすごく貧しい衰退の一途をたどっていたんですけれども、有名なもう亡くなりましたけれども、郷田実町長という方が、当時まだ日本ではだれにでも理解はされていなかったけれども、いずれ人が本物の自然や安心安全な食を求める日がくるという信念のもとに、次々に日本全国では木が伐採されて杉やヒノキの植林が進む中で、日本一の照葉樹林の山の保全始めたんですね。

それから自然循環型への農業の転換を図った。目の前、まだ森林産業がブームに乗りかけているときに、お金にはならないけれどもこの照葉樹林を守るんだというふうに、町の将来を見極めた郷田町長の状況おかげで、今日本一、あるいは世界遺産に登録されようかというぐらいの、日本で誇る照葉樹林の森ができていますよね。そういうふうに私はある意味先を見越したトップの視点といいますか、そういうものが景観行政の中では非常に重要だというふうに思っております。

そこで市長にお尋ねしたいんですけれども、今回質問に上げさせていただきましたけれども、湯布院地域でも今後大きく景観行政がわかる問題が持ち上がっております。大型開発問題が1件持ち上がってます。1年半前にもう大型開発問題が持ち上がって、市長は大分いろいろ悩まれましたけれども、それををはるかにしのぐ開発面積が3万6,000平米以上で、何と客室数が120室を超えるような大規模構想が持ち上がっているというのを御存知だと思いますけれども、こういう開発案件と次々と上がろうとしてきている湯布院地域の将来を見据えたときに、市長は基本的にこの湯布院地域における大型開発に対してはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 基本的にはそういう大型開発はすべきでないというふうに強く思っております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。その一言がいただきたかったです。

基本的には大型開発は湯布院地域では必要ではないというふうに力強く言っていただいたのを

確認させていただきました。その根本が私は「成長の管理」の考え方だというふうに思っています。湯布院のまちづくりの基本的な精神でありました「成長の管理」というものにもう一度立ち戻ってみますと、「成長の管理」というのは、町づくり条例の条文にこのように書いてあります。

町づくり方針の実現のために、市内における整備開発が緩やかに行われるよう市長は「成長を管理」するために必要な方針を定め、措置を講じなければならないというふうになっております。この「成長を管理」という考え方のもとで、湯布院町の開発行爲というのは、ある程度の一定のリズムを持って管理されてきたというふうに受けとめています。しかし、この条例ができて早15年以上がたっています。この15年、あるいは20年の中で、特に市長も言われましたけれども、ホテル、旅館業界、宿泊業界においての成長度というものがどのくらい進んだのかということを見極める時期に来ているのではないかなというふうに思っています。

先ほど市長がもうこれ以上の宿泊施設そのものを規制する条例に関しても考えたいと言われておりましたけれども、そういう意味では、湯布院地域における宿泊業界の成長はもはや達成されたとみていいのではないかなと私は思っております。

それは私が思うだけではなくて、具体的にも数字にもきちんとあらわれております。お配りしております資料の最後の5ページ目です。これ平成8年から18年までの10年間の観光動態調査の数字をグラフに入れ込んだものです。必要な部分を取り出して私がグラフに置きかえただけのものなんですけれども、湯布院温泉の宿泊施設数と宿泊客数の動向ということで書いてあります。

同じ湯布院町地域でも湯平と塚原は抜いてあります。いわゆる湯布院盆地の湯布院温泉で宿泊施設数の伸びがこの棒のグラフのところですよ。平成8年では102件、100件ちょっとだったものが平成18年の10年後には140件に近いところまで宿泊施設がふえてきております。それに比べて問題なのは、宿泊施設の数です。見ておわかりのとおり、平成8年から徐々に減衰していきまされたけれども、11年からちょっとピークがありまして、平成15年をピークにしてここ数年はがたっとこれ宿泊数が落ちてきているんですね。多分この平成15年のピークは多分サーズがあった年なので、海外旅行を控えた人が国内旅行に転じたと、後16年、17年に減少したのは、いろんな諸説ありますけれども、愛知万博があったとか、新幹線ができたとかいうものもありますけれども、ただ全体の傾向として湯布院の宿泊者数はもう伸びてはいないんですね。むしろ大きくここ数年は減少してきている。

何が言いたいかというと、宿泊者数は減ってきているのに宿泊施設がどんどんふえているという状況なんですね。これがどういうことかといいますと、要するに、もう湯布院盆地に入って来るお客さんの数はもう伸びていないものを、宿泊施設がふえてるからお互いにどんどん食い合っているという状況なんです。それが下のグラフに置きかえました。

宿泊施設数、宿泊施設1軒当たりの宿泊客数をグラフで見させていただくとわかるように、10年前に比べて平成17年、18年がこれだけ落ちているんですね。年間8,200人から8,300人ぐらいいたお客さんが10年後の今六千二、三百人ぐらいしか来てないんですね。1軒当たり。1軒当たり10年間で2,000人お客さんが減っているわけです。年間2,000人お客さんが減るとするのは、客室単価、1泊由布院で平均1万円ぐらいだとしますと、2,000万円減収しているわけです。10年間で。1軒の宿屋が2,000万円減収しているという状況が生まれている中で、市長は先ほどの別の議員さんの質問にも経済状況は横ばいだと、悪くはないというふうな見解を示されましたけれども、この由布院の旅館、宿泊業界では、もう非常にこれは大問題です。経営状況は悪くなりつつあります。もはや由布院はドル箱にはなっていないというのが現場の人たちの実感だというふうに思っています。

こういう状況の中でさらにまた今回120室を超えるような宿泊施設ができたらどうなるかということを考えていただきたいと思います。ちなみに由布院温泉の旅館組合が加入している店舗の平均部屋数は、旅館組合に加入しているのは14部屋、全体で平均だと12部屋です。十二、三部屋の小規模な旅館が点在するのが由布院の観光業界の基本だったんですけれども、そこに120室という要するに10倍ぐらいの大きさの規模のホテルが入って来るとどうなるかということ、創造にかたくないと思います。完全にもう既にお客さんの食い合い状態が始まっている中で、その大型宿泊施設が乗り込んで来て、さらにお客さんの取り合いが由布院の中で始まるという状況だと思っています。

これはもう例えば、大型ショッピングモールが来て、地元の商店街が、小さな商店街がつぶれてシャッター通りになるのと同じような状況が、由布院の宿泊業界の中でも既に起きつつあるという、こういう危機感があるということをご認識していただきたいというふうに思います。

そういうお客さんの食い合い状況が始まったら、今度何が始まるかということ、値下げ競争が確実に始まります。値下げ競争を始めると確実に質が落ちます。湯布院のように名所、旧跡もない、特に目立った観光施設もないところで宿泊業のサービスが落ちたようなところにお客さんは来ません。そうなるともう見るも無残なシャッター通りならぬコンクリートの高まりとなった廃業した旅館が由布院の中に残るとするのは、私は時間の問題だというふうに思うんです。

だからこそ今こういう大型宿泊施設の侵入を食い止めなければいけないと、もっと言うと、先ほど高橋議員も法人税が伸びていないというふうに言われました。法人税が減収している宿泊施設がふえているのになぜ法人税が伸びていないかということ、それは外資が入ってきているからです。地元で法人税を納めない業者がもともと地元の旅館宿泊施設に泊まったお客さんを取って、そこで上がった利益を市外のところに収めるもんですから、法人税も落ちない。

そうすると、私はもう大型宿泊施設が来ても雇用の増加にもならなければ、税収の増加にもな

らない。要するに、既存の中小の宿泊施設の業界を食いつぶしていただくというふうにしかみえないんですけども、市長はこの数字と私の今の節を聞かれてどのように思われますでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この表を見て私自身もちょっと本当であるかなということで思いましたけれども、今なんといいかわかりませんが、これはちょっと十分検討して皆さんで対策をいかなばならない問題だなあというふうに思います。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 湯布院は観光客が多いからにぎわっているからもうかっているんだろうというふうに世間一般に見られますけれども、そこはぜひ市長、現場をしっかりと聞いてみてください。もうこの状況がここ数年確実に各旅館を圧迫し始めているのが実感です。そういう声をしっかりと聞いていただきたい。声を聞くだけではなくて、これは成長の管理の観点から、この宿泊業界の成長がどの程度達成されているのかをきちんと見極めるべきだと思います。

私の節ではもう湯布院の宿泊業界の成長は完全に成長の域に達していると、そういう意味では、今後はこの潤いのあるまちづくり条例の「成長の管理」の方針、緩やかな開発誘導ではなくて、むしろ適正規模、適正量に維持、規制していく方針に転換しなければいけないのではないかなというふうに思うわけです。

その「成長の管理」の方針を変えることについては、潤いのあるまちづくり条例そのものを見直すのではなく、これは特に旅館、宿泊業の業界についての管理度合いを変えるものですので、先ほど言われたように、潤いのあるまちづくり条例の改正そのものをするよりも、私はこういう宿泊業界のみ適正規模に制限するという別の手立ての条例が必要なんではないかなというふうに思いますけれども、そこについては景観室長はいかがお考えでしょうか。

議長（三重野精二君） 都市景観室長。

都市景観室長（若林 純一君） 小林議員の御質問にお答えします。

旅館、ホテルが基幹産業であるということは私も認識しております。ただ、産業、要するに旅館、ホテルの立地そのものを景観、あるいは都市計画の観点から制限するというのは決めて難しい課題であると思っています。

たまたま湯布院には潤いのあるまちづくり条例というすばらしい条例があり、これを改正して規模制限を盛り込むということが非常に対外的に有効であると思っております。新しく規模制限をうたい込んだ条例をつくるのは極めて難しいと思っています。私といたしましては、今あるすばらしい条例である潤いのあるまちづくり条例の中にまずは盛り込むという方向で考えていきたいと思っております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 潤いのあるまちづくり条例は何もその旅館、ホテルだけに適用されるわけではいすよね。開発面積1,000平米以上のものについては審議会にかけて同意書をつける、つけないという話ですから、旅館、ホテルだけではなくて、大きなほかの、例えば施設についても、例えば駐車場開発なんかもまちづくり条例にもかかりますし、そういう意味では、私が言いたいのは、旅館、ホテル業界の成長の度合いは達しているけれども、そうではない部分にまで全部制限をかけられるのかというところが心配されるんですね。であればその旅館、ホテル業界のみ適正規模をかけられるような条例をつくってもいいんじゃないかと、それ手法として難しいと言われましたけど、例えば、由布市のモーテル類似施設等建築規制条例なんかありますね。モーテル類の規制条例というのは、これ市内において、いわゆるモーテルといわれる言葉の提議もきちんとされてますけど、そういうモーテルみたいな営業をする施設は、これは建築してはならないというふうに第3条で規定されているんですね。そういう意味では、ある一定の用途別の施設を建築制限するというやり方はできるというふうに思うんですけども、そこら辺もう一度いかがでしょうか。

議長（三重野精二君） 都市景観室長。

都市景観室長（若林 純一君） 現在、潤いのあるまちづくり条例は建物の高さとか、空地率とかを定めていますけども、例えば、旅館、ホテルに限っての規模制限とか、そういう用途ごとの規模制限というのは行っていません。それで制定当時、本来は都市計画で決めるべきものを、条例で決めたということで非常に議論が起こりまして、その当時もすごく議論が起こったところです。

今回、旅館、ホテルだけを制限する条例をつくるということになれば、本来は都市計画をすべて見直すということが本来的な手法でありますので、それだけの条例をつくるというのは極めて難しいと思います。ですから、一番早いといえますか、制限がかけやすい方法としては潤いのあるまちづくり条例の改正が一番改正しやすくある程度有効性が認められると思います。

ただ一つ申しておきたいのは、潤いのあるまちづくり条例で規模制限をかけてもこれは法的拘束力がございませんので、これはあくまでお願いということになります。本当に制限をかけようと思えば都市計画を大々的に見直すという必要がございます。ただ由布市の今後のまずやるべきことといたしましては、どのようなエリアでどのような規模制限が必要かという議論をいたしまして、まずは条例を改正し、それ以上に必要な規制については、その後十分また議論を進めていくということがよろしいかと私は考えております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 何か具体的な手法の議論に入っていくと、ここで細かくなるので

それは別の場所に譲りたいと思いますけど、基本的に、市長、考え方として、今後の湯布院地域における旅館、ホテル業界の施設を制限、あるいは適正規模に抑制するという方向に「成長の管理」の方針を軌道修正するという考え方はいかがでしょうか。市長としてはどちらの方向に考えられているのか教えていただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） その辺のところはさておいて、これから湯布院の中に大型のホテルというのは絶対に必要ないというふうに考えておりますし、かつて矛盾があるわけですが、中央、真ん中の盆地がいっぱいになって、周辺部が寂れるのではないかと、それで周辺部の何もつくってはいけないというところにもつくっていいようにしようじゃないかと、そこでつくつたのが、そこには面積規制がなかったと、そういうことでどんな大きなのを建ててもいいんじゃないかという形で共立が入ってきたわけでありまして、そこでは強いことができたんですけれども、今回のそれ以外のもっと白地のところについては、どんなもの建てても何も規制する法はないわけですね。この辺が非常に難しいわけで、それも今度来ようかというのは、以前のそういう約束事もあるやに聞いておりますから、その辺が大変市としても苦慮しているところでありまして、最終的には大型開発の決定権は県が持っております。私どもがどうする、しないということにはできないわけでありまして、うちとしてはそういう申請が上がれば意見書を出すという程度でありますけれども、市としては大型は絶対困ると、そういうことで強く進めていきたいというふうに考えております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。市長の基本的な思いがもうこれ以上の大規模は認められいと、こういうふうに前の新聞にも出ましたけど、その思いに今も変わらないということを確認させていただいて、非常に安心をいたしました。後は市長の思いは市長の思いで言うていただくとして、それを法的やあるいは条例的にどういうふうにサポートして規制をかけていけるのかというところは、室長の手腕だというふうに思っておりますので、そこはしっかりと市長の先を見据えた方針にたがわず、しっかりそれがやれるように、しかもこれが悠長なことを言ってる場合じゃありません。もう数年で今旅館、宿泊業界がこれだけがた落ちの中で、くずくずしていたらどんどん問題が大きくなっていきますので、これはぜひ早急に進めていただきたいというふうに思ってお願いをしておきたいと思います。

最後に、本庁舎方式のその委員会の話なんですけれども、中立的部外者ということですが、わかりました。ただ私は一言言わせていただきたいのは、もちろん今の状況の中で市民の人たちを集めて庁舎をどうするとなったら議論が難しくなって、合併前のような騒動になるから、先に市が有識者に答申をもらいたいというふうに言われましたけど、私それ非常に残念だなあと

いうふうに思っています。

むしろ合併した今だからこそ市民が、その目先の自分たちの利益だけではなくて、本当にどう
いう市の庁舎配置がいいのかということ客観的な立場に立たない限りは、外部の人たちに勝手に
つくってもらって、それを市民に見せたってそれはもう市民が自分たちで話が割れるを覚悟し
ながら、自分たちで最終的に答えを1つ見つけていくという作業をしない限り私は難しいと思う
んですよね。最初からその市民を入れると難しくなるから、最初は外の人に考えてもらおうとい
うのは、私はちょっと違うんじゃないかなと思いますけど、市長、そこはもう一度いかがでしょ
うか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 私はこういう案をつくって、そして市民みんなで論議をして、さあ本庁
舎の位置は本庁舎方式をするというふうに決定したら、じゃ位置はどこかということで、本当に
きちんとした話し合いが整えば、もうそれが予測できれば私はそれで一番外部を入れる必要も何
もないというふうに考えておりますが、これまでの状況の中では、やっぱり市民の皆さんも客観
的な判断がどうあるかということは知る必要があると思います。そして客観的な判断のもとで、
我々としてはどう考えて行くのかということをお願いしていきたいと思っております。

これが出たからこれで決定するというのではなくて、本当に由布市として一番いい方法はこう
いう方法だということ客観的な言っていたいただいておりますよと、市民の皆さんはこれを受けて
どのように考えますかということで問いかけていき、そして多くの皆さんの意見を聞く中で決定
をしていきたいということになります。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。ちょっと安心しました。そういう意味では、市民
が判断するための客観的な材料をつくっていただくという考え方でいいのかなというふうに思い
ますけれども、その中で、これはまた詳しくやれる機会があればと思いますけれども、本庁舎方
式というものについて私はいろいろあると思っています。今各庁舎にばらばらにある本課を一つ
にまとめることも、もちろんそれが本所機能を一本化することでもありますけれども、そのこと
と地域振興局、地域の拠点としての地域振興局の機能をどういうふうに本課と分権させるのかと
いうこともいろいろあると思うんです。そういう意味では、そういうことの検討も一緒に含めて
していただけるのかどうか。いかがでしょうか。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もちろん地域振興がなくして由布市の発展はないというふうに思います。
でありますから、本課機能は本課機能としてきちんとさせますけれども、地域の振興、発展につ
いては、従来以上にもう少し本課が本課方式をとれば、本庁方式をとれば、地域振興にはも

っともっと力をかけていきたい。そうすることが大事だと思いますし、今の地域振興のあり方ということについてもまた論議をして、本庁舎方式の中で論議をしていく必要があると思います。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひ本庁舎方式というのを単純なイメージで何もかもひとつの本庁舎方式だけではなくて、本庁舎方式にもいろんなやり方の本庁舎方式があるんだということをぜひテーブルの上に上げていただいて、由布市にとってはどういう本庁舎方式が考えられるのかということ、その地域振興局のあり方を含めて検討材料に上げていただければというふうに思っております。

時間がなくなりました。最後に、この場をお借りしまして、このもうすぐ3月が終わりまして今年度が終わります。今年度いっぱい退職される部長さんや課長さんたちがたくさんこの議場にもおられます。その方々の御尽力と御苦勞に一言感謝を申し上げたいというふうに思っています。

毎回一般質問の質問台に立たせていただいて、私は幾つか政策提言をしまいいりました。議会と執行部とがお互いに政策を出し合って、政策議論をしてその切磋琢磨する中でよりふさわしい政策実現をしていくのが私は二元代表制の理想だと思っています。

そういうことの一端にもなればと思ひまして、いくつか提案させていただいた中で、過去この2年間、あるいは旧町の時代から一般質問で取り上げてくださったことを真摯に検討していただいて、具体的な政策に結びつけてくださったそのリーダーシップをとってくださったのが、主に今回辞められる部長さんや課長さんたちだと思っております。そういう意味では、今回退職される皆様の御苦勞と御尽力に感謝を申し上げて私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

議長（三重野精二君） これで今回の一般質問はすべて終了しました。

なお、次回の本会議は、明日4日、午前10時から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御苦勞さまでした。

午後4時14分散会